

## 新型コロナウイルス感染症に関する危機管理対策本部の検討経過

月	日	対策本部会議等	主な協議内容	学生・キャンパス向け通知等
1	27			本学HPで新型コロナウイルス関連の情報発信を開始し、随時HPを更新
2	26	教育研究審議会	・新型コロナウイルスに係る対応	新型コロナウイルス関連肺炎にかかる対応について（教職員向けメッセージ） 新型コロナウイルスへの対応について（学生向けメッセージ：HP掲載）
3	5	第1回本部会議		
3	5	第2回本部会議	・学外の新型コロナウイルス感染者と、濃厚接触した疑いのある学内関係者に関する措置、キャンパスの封鎖及び消毒の実施等について	
3	6	第3回本部会議		
3	9	第4回本部会議		
3	23	大学運営会議	・入学宣誓式の中止、授業開始の延期等	
3	24			学位記授与式に代えて学長式辞をWeb配信
3	30	第5回本部会議	・行動マニュアル検討、Web授業の検討等	
4	1			兵庫県立大学学生の皆さんへ
4	2	第6回本部会議	・行動マニュアル検討、Web授業の検討等	
4	6	大学運営会議	・教職員の感染防止対策等	教職員の感染防止対策等について（第1報） 兵庫県立大学新入生の皆さんへ
4	7	第7回本部会議	・行動マニュアル検討、時差出勤の導入等	
4	8	第8回本部会議	・行動マニュアル検討等	感染症行動マニュアル【第1稿】 教職員の感染防止対策等について（第2報）
4	9			兵庫県立大学学生の皆さんへ（2）
4	13	大学運営会議	・授業開始の延期、Web授業の検討等	
4	17			各部局に所属学生のWeb受講環境の調査を依頼
4	20	大学運営会議	・行動マニュアル検討、登校・出勤対策等	
4	22			感染症行動マニュアル【第2稿】

月	日	対策本部会議等	主な協議内容	学生・キャンパス向け通知等
4	27	大学運営会議	・行動マニュアル検討、教職員の勤務等	感染症行動マニュアル【第3稿】
5	7	法人運営会議	・Web授業の実施等	新入生へのメッセージ（学長・理事長・兵庫県知事）※学長のみ動画もWeb配信
5	11	大学運営会議	・コロナ関連研究プロジェクト学内公募等	
5	13	第9回本部会議	・行動マニュアル検討、学生の経済的支援	感染症行動マニュアル【第4稿】
5	18			教育・研究活動実施方針
5	22			教育・研究活動実施方針の見直し 兵庫県立大学学生の皆さんへ（3）
5	25	大学運営会議	・行動マニュアル検討、学生支援緊急給付金	感染症行動マニュアル【第5稿】
5	27	教育研究審議会	・平常時教育への段階的復帰プロセスの検討	
5	29	第10回本部会議	・行動指針(BCP)検討、学生支援緊急給付金	
6	1	法人運営会議	・行動指針(BCP)検討、実施方針見直し等	教育・研究活動実施方針の見直し（ステップ1） 平常時教育への段階的復帰プロセス 兵庫県立大学学生の皆さんへ（4）
6	3	第11回本部会議	・行動指針(BCP)検討等	行動指針(BCP)【第1稿】
6	15	大学運営会議	・実施方針見直し、Web授業内容の基準周知	教育・研究活動実施方針の見直し（ステップ2） 兵庫県立大学学生の皆さんへ（5）
6	22	大学運営会議	・実施方針見直し等	教育・研究活動実施方針の見直し（ステップ3）

令和2年4月1日

兵庫県立大学学生の皆さんへ！

新型コロナウイルス感染症拡大防止についての注意喚起

兵庫県立大学学長 太田 獻

周知のように、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっており、4月1日前現在で世界の感染者数は85万人を超え、死者は4万2千人を超える状況となっています。日本も感染者数が増加の一途を辿っており、オーバーシュートを引き起こすことが懸念されています。

このような状況を一人ひとりが十分理解したうえで、日常生活等において適切な行動をとらなければなりません。既に、学生諸君には自分自身の感染防止と社会的責任として、日常生活における感染防止対策、クラブ活動の休止、イベント等への参加やコンパ等飲食を伴う懇親会、不要不急の旅行などの自粛を要請してきているところですが、新学期を迎えるに当たり下記のことについて十分自覚をもつて留意するよう改めて注意喚起します。

1. 手洗い、咳エチケット等日常的な衛生管理と十分な睡眠、食事をとり健康管理に努めること。
2. 密閉、密集、密接が懸念されるイベントや会合等に参加しないこと。
3. 課外クラブやクラス等による多人数のコンパ、懇親会等は当面慎むこと。
4. 不特定多数の接客を主とする飲食店や深夜勤務のアルバイトは避けること。
5. 一か月以内の渡航歴をもつ者との濃厚接触は極力避けること。
6. 国内旅行（移動）は必要最小限に抑えること。
7. その他、兵庫県立大学の学生としてのプライドを十分もって、不用意な行動や感染拡大につながるような行為は厳に慎むこと。
8. 感染を疑う症状が出たとき、あるいは感染者または感染が疑われる者と接触した恐れのある場合は直ちに大学へ届け出るとともに、しかるべき医療機関に相談すること。

なお、本学のトップページ「重要なお知らせ」（下記URL）を常にチェックして最新情報も得るようにして下さい。

新型コロナウイルスへの対応について

<https://www.u-hyogo.ac.jp/topics/important/20200203/index.html>

また、現下の情勢から講義開始時期を原則 4 月 20 日（一部の学部、研究科はこの限りではありません）としていますが、この間無為に過ごさず勉学等自己研鑽に努めて下さい。学生と教職員が一致結束してこの難局を乗り越えていきましょう。

令和2年4月6日

兵庫県立大学新入学生の皆さんへ!

兵庫県立大学学長 太田 熊

兵庫県立大学に入学された皆さん、ご入学誠におめでとうございます。教職員一同、心から歓迎いたします。これまでの皆さんの勉学努力に敬意を表しますとともに、皆さんを長年支えてこられたご家族や関係者の方々にも衷心よりお慶びを申し上げます。

さて、周知のように、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっており、4月6日現在で世界の感染者数は約130万人に迫り、死者も7万人を超えようとしています。日本も例外ではなく、東京、大阪などの大都市ではオーバーシュートが懸念される状況となっており、政府も緊急事態宣言を発令する方向で準備に入っています。

本来であれば、さんは、本日「第17回兵庫県立大学入学宣誓式」で新しい大学生活のスタートを切る予定でした。しかし、上記の状況が悪化する中、本学では、式典の延期と形態の縮小変更を計画していますが、現状ではさらなる見直しを図らざるを得ない事態であると認識しています。さんの晴れの門出を例年通りにお祝いできることを誠に残念に思っています。

また、新学期の授業開始日も原則4月20日に遅らせており（一部の学部、大学院研究科等ではこの限りではありません）、高い志で入学された皆さんになかなか本格的な大学講義を届けられないことに、もどかしく焦燥に駆られています。暫くの間、ネット配信による遠隔講義などを援用しなければならないと考えています。

現在、皆さんには自由な時間が十分あります。しかし、このような状況におかれると多くの人は無為に日々を過ごすことになります。ここで発想を転換して、この状況を奇貨として自己研鑽に努めることを勧めます。読書三昧で教養を高める、語学スキルの習得に努める、情報スキルを磨く、苦手分野を克服する、得意分野をさらに伸ばす、何か一つに集中的に取り組んで自分の夢の実現に向けたステップとして下さい。

なお、去る4月1日に「兵庫県立大学学生の皆さんへ！新型コロナウイルス感染症拡大防止についての注意喚起」の呼びかけをしていますので、既に読んだ人も本学学生として改めて読み返すようお願いします。皆さん、健康には十分留意してください。

最後に、皆さんに早くお会いでき、通常通りの講義、実験、実習等が実施できることを切に願っています。

令和2年4月6日

兵庫県立大学教職員の皆さんへ！

新型コロナウイルス感染拡大状況下における対応についてのお願い

兵庫県立大学学長 太田 獻

周知のように、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっており、日本も例外ではなく、本日、政府は緊急事態宣言発令の準備に入ったとの報道が出ております。このような状況の中で、大学本部の緊急的な措置にご理解とご協力を頂いておりますことに感謝申し上げます。

本学としては、この状況が長期間続くことも想定して、学生ファーストの視点から、学生の感染リスクを除去しながら効果的な教育を実施していかなければなりません。すでに、各部局において独自に種々ご検討頂いていることは承知しておりますが、まだ検討の途中段階のものもあり、今後の状況次第ではさらに厳しい対応を迫られることも考えられます。この異常事態に、全教職員の想いと知恵とスキルを結集し、最大のステークホルダーである学生の教育のためにご尽力を頂きますようお願いします。

なお、本日付で兵庫県立大学危機管理対策本部長代行（本部長：五百旗頭真理理事長）として、「授業開始に伴う学生・教職員の感染防止対策について（第1報）」をお届け致しましたが、本文書は学長として皆様に直接お願いしたく作成いたしております。下記の諸点にご留意を頂き、ご協力下さいますよう宜しくお願い致します。

記

1. 時間割変更等に当たっては、極力個人事情を排除して全体の最適化を最優先して下さい。また、オンライン講義など日常と異なる授業（講義）形態が求められる場合にも、極力協力するよう努めて下さい。
2. 部局横断的に実施する共通教育については、関係部局が連携して効果的な方法、例えばオンライン講義など工夫を凝らして実施して下さい。また、これを奇貨として遠隔授業システム等各種ネットワーク授業システムの使用スキルの習熟と講義コンテンツの充実に努めて下さい。
3. 変則日程になることが予想されますので、講義補完資料やポイントの整理、課題レポートの添削返還、きめ細かい小テスト等の実施により学生が講義内容を十分理解できるよう工夫に努めて下さい。
4. 海外渡航の自粛は勿論、不要不急の国内旅行（移動）も控えるようにして下さい。

5. 申し上げるまでもなく、密閉、密集、密接が懸念される学会、研究会、会合、イベント等には参加しないで下さい。また、不用意な行動や感染拡大につながるおそれのある行為は厳に慎んで下さい。

なお、本学のトップページ「重要なお知らせ」（下記 URL）を常にチェックして最新情報も得るようにして下さい。

<https://www.u-hyogo.ac.jp/topics/important/20200203/index.html>

以上、種々お願いを致しましたが、これらに加えて大学関係者の感染防止や教育研究等教学業務におけるご提案や留意すべき点があれば、部局内、あるいは部局を超えて情報共有に努めて下さいますようお願い致します。

この異常事態の中、大学本部も可能な限り各部局の対策支援に努めたいと考えております。部局等で課題等をとりまとめて事務局とご相談下さい。

教職員と学生が一致結束してこの難局を乗り越えることを願っています。



公立大学法人兵庫県立大学  
新型コロナウイルス感染症行動マニュアル  
【第5稿】



公立大学法人兵庫県立大学  
令和2年5月25日策定

## 目 次

1. 基本方針 .....	1
2. 危機管理対策本部 .....	1
3. 感染防止対策	
(1) 学内の環境衛生管理等について .....	1
(2) 遠隔（Web）授業の実施について .....	2
(3) 通学・通勤に係る手段・体制等について .....	2
(4) 海外渡航・国内移動・イベント等の開催及び参加について .....	3
(5) 学外におけるフィールドワーク等の活動について .....	3
4. 出席管理の徹底 .....	3
5. 感染が疑われる場合等の対策	
(1) 「帰国者・接触者相談センター」への相談要件に該当しない場合 .....	3
(2) 「帰国者・接触者相談センター」への相談要件に該当する場合 .....	4
6. 感染が判明した場合の対策	
(1) 感染者への対応 .....	5
(2) キャンパスの一時封鎖及び消毒 .....	6
(3) 臨時休業の実施 .....	7
(4) 濃厚接触者等の特定及び対応 .....	7
7. 同居する家族等が感染した場合の対策 .....	9
8. 学生寮内で感染等が判明した場合の対策	
(1) 寮内の環境衛生管理等について .....	10
(2) 隔離用フロア・部屋の確保等について .....	10
(3) 学生寮の消毒について .....	11
【別表 1】 感染が疑われる場合等のフローチャート .....	12
【参考様式 1】 新型コロナウイルスに係る電話連絡記録票（A票） .....	14
【参考様式 2】 新型コロナウイルスに係る電話連絡記録票（B票） .....	15
【別表 2】 兵庫県内の帰国者・接触者相談センター（保健所）一覧 .....	16
【別表 3－1】 各キャンパス等連絡先一覧（平日 8:30～18:00） .....	17
【別表 3－2】 各キャンパス等連絡先一覧（夜間 18:00～8:30・休日） .....	18

【別表 4】「兵庫県ペストコントロール協会」会員業者一覧	18
【別紙 1】緊急事態宣言解除に伴う教育・研究活動実施方針の見直しについて	20
【別紙 2】兵庫県からの休業要請解除に伴う教育・研究活動実施方針について	22
【別紙 3】新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る教職員の勤務の取扱について（通知）	24
【別紙 4】ユニバーサルパスポートによる出席管理方法について	32
【参考】手洗い及び咳エチケット等に係るチラシ	38

## 1. 基本方針

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行・拡大する中で、本学が教育の質保証をはじめ、公立大学法人としての責務を最大限に果たしていくため、令和2年度の授業を開始するにあたって、学生・教職員の感染防止の徹底に加え、学生・教職員に感染者・濃厚接触者等が生じた場合においても最善を尽くし、教育・研究・社会貢献活動への影響を最小限に止めることを目的に策定するものであり、新型コロナウイルス感染症に関する対応において、「危機管理指針」に優先して適用することとする。

また、今後の判明事実、国や兵庫県等の対処方針等を踏まえて、本マニュアルを柔軟に適用するとともに、必要に応じて隨時改訂するものとする。

## 2. 危機管理対策本部

学生・教職員の感染防止対策や、学生・教職員に感染者・濃厚接触者等が生じた場合の対策を講じる体制として、「新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部」（以下「対策本部」という。）を大学本部に設置する。

- ・本部長：理事長、本部長代行：学長
- ・構成員：副理事長、各副学長、大学本部各部室長、次長兼総務人事課長、財務課長、教育企画課長、教育改革課長、経営戦略課主幹
- ・事務局：総務人事課

また、各キャンパスにおいても、対策本部と連携し、各種対策を適切かつ速やかに講じるため、対策本部に準じた体制を整備するものとする。

## 3. 感染防止対策

### (1) 学内の環境衛生管理等について

#### ① 検温・マスクの着用・手洗い又はアルコール消毒・換気・咳エチケットの徹底

毎朝必ず検温を実施し、発熱等の風邪症状が見られる時は、登校・出勤を控えて自宅療養とする。また、登校・出勤後に発熱症状等が現れた場合は、速やかに帰宅して自宅療養とする（詳細はP 3 「5. 感染が疑われる場合等の対策」を参照）。

登校・出勤時及びキャンパス滞在期間中のマスクの着用を徹底するとともに、登校・出勤の直後、教室の移動時や食事の前、キャンパス内で多数の人が集まる場所へ滞在した後等には、こまめに流水と石けんによる手洗い又はアルコール消毒を行う。

教室での授業の際は、換気の徹底（休み時間ごとに2方向の窓を広く開けて換気する、授業中も2方向の窓をなるべく開けておく、窓がない教室は、常時入口を開けておく又は換気扇を用いる等）を図るとともに、P 38~40 の感染症対策の啓発用のチラシを各教室や所属内に掲示する等して、手洗い又はアルコール消毒及び咳エチケット（①マスクを着用する、②ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う、③袖で口・鼻を覆う）等の周知徹底に努める。

#### ② 消毒液による定期的な清掃等の実施

特に多数の学生・教職員が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）の消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）による清掃や、消費量の増加が見込まれるトイレの手洗い

用洗剤の補充等について、各キャンパスで必要箇所や頻度等を検討のうえ、適切な対策を講じる。

### ③ 昼食時等の対応について

各キャンパスの実態に即して、教室等での昼食を認める等、柔軟に対応するとともに、食堂で対面とならないイス配置の工夫や弁当の增量等について、生協等と適切に調整を行う。

## (2) 遠隔（Web）授業の実施について

当面は全ての授業を遠隔授業により実施する。対面による授業の再開時期や方法については、国や兵庫県等の対処方針等を踏まえつつ、全学的に判断していく。

なお、遠隔授業の実施にあたっては、以下の項目について留意すること。

- (a) 必要な機器（パソコンやスマートフォン等）を所持していない学生や自宅等にWi-Fi環境が無い学生について、適切に対処すること。
- (b) 特に外部のWi-Fi環境等を活用して受講する場合は、個人情報の流出やセキュリティについて注意を払うこと。
- (c) 同時双方向型により、適宜質疑応答を実施する等、教育効果に十分配慮すること。

実施に必要な備品等の購入について要望がある場合は本部財務課（担当：細井課長）へ、配信（アカウントの取得等）について要望がある場合は本部大学教育改革室（担当：行司室長）へ至急連絡すること。

## (3) 通学・通勤に係る手段・体制等について

### ① 自動車等による通学・通勤の柔軟な対応について

通学・通勤での感染防止の観点から、各キャンパスに駐車スペースの余裕がある場合には、「コロナウイルス感染症予防のための特別の事情」によるものとして自動車等交通用具による通学・通勤の認定を行うことは差し支えないものとする。

### ② 教職員の自宅勤務の取扱

部局長及び所属長は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、業務に支障が生じない場合は、所属する教職員（非正規教職員等も含む）に対し、自宅勤務を命じができるものとする。（詳細はP24別紙3を参照）。

### ③ 職員の勤務時間の取扱（時差出勤）

公共交通機関を利用して出勤する職員（事務：非正規職員を含む）について、満員電車等での通勤における感染リスクを軽減するため、当分の間、公立大学法人兵庫県立大学教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程第4条第3項に基づき、時差出勤を認めることとする（詳細はP24別紙3を参照）。

### ④ 公共交通機関の対策について

多数の学生・教職員が、電車や路線バス等の公共交通機関を利用して通学・通勤をする場合、密閉・密集・密接が重なることにより、通学・通勤中における感染の発生・拡大のリスクが高まることから、各自がその段階で取り得る限りの感染防止対策を講じること。

なお、本学では混雑の緩和・解消に向けて神姫バスとの間で協議を進めている。

#### (4) 海外渡航・国内移動・イベント等の開催及び参加について

##### ① 海外渡航

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けて、外務省は、全世界を対象に感染症危険情報のレベルをレベル2（不要不急の渡航は止めてください。）以上に引き上げている。

本学では、感染症危険情報のレベルが2以上となった国・地域への渡航はとりやめることになるため、全ての海外渡航を中止すること。

また、既に海外渡航（帰省）している場合は、自身の安否を本学に伝え、安全の確保を最優先に考えるとともに、帰国時期・経路等について本学に相談すること。

##### ② 国内移動・イベント等の開催及び参加

不要不急の国内移動を自粛するとともに、密閉・密集・密接が懸念されるイベント・学会・研究会・集会・懇親会等を開催しないだけでなく、参加もしないこと。

#### (5) 学外におけるフィールドワーク等の活動について

「緊急事態宣言解除に伴う教育・研究活動実施方針の見直しについて」（P20 別紙1）及び「兵庫県からの休業要請解除に伴う教育・研究活動実施方針について」（P22 別紙2）を参照し、適切に対応すること。

なお、自粛継続を求める学生等の活動の再開時期については、国や兵庫県等の対処方針等を踏まえつつ、全学的に判断していく。

### 4. 出席管理の徹底

学生の中に新型コロナウイルスへの感染者が生じた場合において、当該感染者のキャンパス内における行動情報を追跡することにより、濃厚接触者等を早期かつ確実に特定し、学内関係者への感染拡大を防止するためには、授業等における出席管理の徹底が重要となることを踏まえ、以下のとおり対応すること。

- ① 当該感染者の授業への出席状況に止まらず、各教室に座席番号を貼付する等して、教室内のいずれの座席に着席していたのか、また、どの学生又は教員が濃厚接触（概ね1m以内で接触）した可能性が高いのか等について、追跡可能な方法により出席管理を行う。
- ② ①の実施にあたっては、「ユニバーサルパスポートによる出席管理方法について」（P32別紙4）を参照し、必要に応じて活用されたい。

### 5. 感染が疑われる場合等の対策

#### (1) 「帰国者・接触者相談センター」への相談要件（※1）に該当しない場合

- ① 以下のいずれかの症状が現れた場合、学生・教職員は登校・出勤を控えること。また、登校・出勤後に症状が現れた場合は、速やかに帰宅して療養すること。

- (a) 発熱等の風邪症状が見られる
- (b) 全身倦怠感又は息苦しさがある
- (c) 同居する家族又は密閉された空間（車内、居酒屋、カラオケ店、スポーツジム等）で一定時間接触した者に(a)又は(b)の症状が現れている
- (d) (a)～(c)のいずれにも該当しないが、激しく咳が出る

② 学生は学務課、教員は総務課へ電子メール又は電話により、職員は各所属へ電話により登校・出勤ができない理由と併せて、以下の点について報告する。

また、登校後に症状が現れて学生が帰宅する場合も、電子メール又は電話により学務課へ報告のうえ帰宅する。

- (a) 氏名・学部・学年・学籍番号等の個人を特定する情報
- (b) 発症までの経過情報（いつ頃からどのような症状なのか）
- (c) 発症前2日間の主な行動情報
- (d) 他の感染者や濃厚接触者と接触した可能性の有無

③ 登校・出勤を控えさせた期間（登校・出勤後に帰宅した場合を含む）について、学生は「欠席」の取扱いとせず、教職員は「特別休暇」とする（但し、①(c)に該当する教職員のうち、症状が現れた家族等の看護を要さない場合は自宅勤務とする）。

④ 後述の5(2)、6(1)に該当することなく、①の状況が改善した場合は、改善した日の翌日から登校・出勤を認める。その場合、登校・出勤前に②と同じ連絡先・連絡方法により、状況が改善した旨を報告する。

⑤ 該当者が学生の場合、学務課は②、④の報告内容をメールで各授業担当教員へ連絡する。

⑥ 学生が登校後に発熱症状等が現れた時で、帰宅が困難な程に症状が重い場合は、保健室へ電話で相談する。

⑦ 当該学生は、登校を再開した際又は次回講義の際に、出席できなかった各授業担当教員へ登校可能になった旨を報告し、各授業担当教員は代替措置について指示する（教員は、学生からの報告前に、⑤の学務課からの連絡で登校再開を知った場合は、当該学生に自ら声を掛けるよう努めるこ<sup>ト</sup>）。

⑧ 各キャンパスは、学生・教職員がくればれも無理をして登校・出勤することがないよう適切に指導する。特に学生に対しては、補講・追試の実施やレポートの活用による学習評価等により、単位の認定等に関して不利益が生じることがないよう弾力的に対処することについて、あらかじめ周知徹底する。

一方教員は、当該学生に不利益が生じないよう弾力的に対処することを前提としつつ、学生に過度な負担が掛かりすぎないよう一定配慮しながら、その状況において可能な最大限の教育効果が發揮できるよう最善を尽くさなければならない。

#### ※1 「帰国者・接触者相談センター」への相談要件

- ① 呼吸困難、強い倦怠感、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 重症化しやすい方（高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けてい<sup>る</sup>方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- ③ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（目安は4日間以上）

#### (2) 「帰国者・接触者相談センター」への相談要件（※1）に該当する場合

① 学生は学務課、教員は総務課、職員は各所属へ電話連絡したうえで、住所地を所管する「帰国者・接触者相談センター」（P16別表2を参照）へ電話相談する（但し、近隣医療機関での受診が可能な場合は、当該医療機関で受診することを否定するものではない）。大学へ連絡があった際、担当者は以下の点について確認すること。

- (a) 現在の症状及び症状が現れた時期
- (b) 症状が現れた日の2日前以降の登校・出勤の有無
- (c) (b)の期間内の学内における行動情報
- (d) 学内におけるマスク着用の状況
- (e) 授業以外の場で濃厚接触した可能性がある学内関係者の有無。「有」の場合はその具体的な内容
- (f) 可能性として考えられる感染経路の有無。「有」の場合はその具体的な内容

- ② 療養者は、センターへの電話相談の結果（通院予定の感染症指定医療機関の名称等）、診断の結果（感染症検査を実施するのか？検査の時期・場所等）、感染症検査の結果等について、隨時①と同じ連絡先へ電話連絡する。
- ③ 診断又は検査の結果、感染症ではないと判明した場合は、医療機関が登校・出勤について承認し、かつ症状が改善した日の翌日から登校・出勤を認める。その場合、登校・出勤前に①と同じ連絡先へ電話連絡し、症状が改善した旨を報告する。
- ④ 各キャンパスは、隨時①～③の状況について大学本部（学生の場合：教育企画課、教職員の場合：総務人事課）へ報告する。
- ⑤ ①の電話連絡を受けてから、次の登校・出勤までについて、学生は学校保健安全法を根拠とした「出席停止」（「欠席」の取扱いとしない）とし、教職員は「特別休暇」とする。
- ⑥ 療養者が学生の場合、学務課は①～③の内容をメールで各授業担当教員へも連絡する。
- ⑦ 当該学生は、登校を再開した際又は次回講義の際に、出席できなかった各授業担当教員へ登校可能になった旨を報告し、各授業担当教員は代替措置について指示する（教員は、学生からの報告前に、⑥の学務課からの連絡で登校再開を知った場合は、当該学生に自ら声を掛けるよう努めること）。
- ⑧ 各キャンパスは、学生・教職員がくれぐれも無理をして登校・出勤することがないよう適切に指導する。特に学生に対しては、補講・追試の実施やレポートの活用による学習評価等により、単位の認定等に関して不利益が生じることがないよう弾力的に対処することについて、あらかじめ周知徹底する。  
一方教員は、当該学生に不利益が生じないよう弾力的に対処することを前提としつつ、学生に過度な負担が掛かりすぎないよう一定配慮しながら、その状況において可能な最大限の教育効果が發揮できるよう最善を尽くさなければならない。

## 6. 感染が判明した場合の対策

### (1) 感染者への対応

- ① 新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、学生は学務課、教員は総務課、職員は各所属へ電話連絡する（感染者本人が連絡できない場合はその家族等が行う）。大学へ連絡があった際、担当者はP 4の5(2)①の各項目についてまだ確認ができていない場合は、その場で確認すること。
- ② 感染者は、学校保健安全法施行細則第19条第1項の規定により「治癒するまで」登校・出勤停止とする。治癒して登校・出勤を再開する際は、あらかじめ①と同じ連絡先へ電話連絡するとともに、治癒後の最初の登校・出勤時に、支障がないことを証明する医療機関の診断書等を①の各連絡

先へ提出する。

- ③ 各キャンパスは、隨時①、②の状況について大学本部（学生の場合：教育企画課、教職員の場合：総務人事課）へ報告する。
- ④ ①の電話連絡を受けてから、次の登校・出勤までについて、学生は学校保健安全法を根拠とした「出席停止」（「欠席」の取扱いとしない）とし、教職員は「特別休暇」とする。
- ⑤ 感染者が学生の場合、学務課は①、②の報告内容をメールで各授業担当教員へも連絡する。
- ⑥ 当該学生は、登校を再開した際又は次回講義の際に、出席できなかった各授業担当教員へ登校可能になった旨を報告し、各授業担当教員は代替措置について指示する（教員は、学生からの報告前に、⑤の学務課からの連絡で登校再開を知った場合は、当該学生に自ら声を掛けるよう努めること）。
- ⑦ 教員は、当該学生に不利益が生じないよう弾力的に対処することを前提としつつ、学生に過度な負担が掛かりすぎないよう一定配慮しながら、その状況において可能な最大限の教育効果が發揮できるよう最善を尽くさなければならない。
- ⑧ 感染者が教員の場合、当面は特別休暇が継続する状況を踏まえ、担当する授業等について教育効果の面で支障が生じると考えられる時は、当該教員が所属する部局において適切な措置を講じること。

## (2) キャンパスの一時封鎖及び消毒

- ① 感染者が発生し、かつ症状が現れた日の2日前以降に1回でも登校していたキャンパスは、原則キャンパス全体を直ちに一時封鎖する
- ② ①の封鎖について、学生は全員帰宅及び自宅待機とし、教職員は、新型コロナウイルス感染症対策に必要な最低限の体制及び業務上やむを得ない者を除き、全員帰宅及び自宅勤務とする（ユニバーサルパスポート、構内アナウンス等により周知）。但し、帰宅の際に混雑が生じることが想定されるため、段階的に帰宅を指示する等、適切な対策を講じること。
- ③ キャンパスは、症状が現れた日の2日前以降について、感染者本人（又はその家族等）からの聞き取り、所管の保健所（P16別表2を参照）からの連絡、出席の記録等に基づき、当該感染者のキャンパス内における滞在場所の特定に努める。
- ④ キャンパスは、所管の保健所から指示のあった範囲や方法等に従い、専門業者による消毒を実施する。消毒可能な専門業者については、兵庫県ペストコントロール協会（0120-76-2633又は078-576-2633）に連絡して紹介を受けること。
- ⑤ 一時封鎖期間中、学生は一切の登校を禁止し、教職員についても、新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ない場合を除き、原則として出勤を禁止する。
- ⑥ 一時封鎖期間中について、学生は学校保健安全法を根拠とした「出席停止」（「欠席」の取扱いとしない）とし、教職員は「自宅勤務」とする。
- ⑦ キャンパスの再開時期は、後述の③②、④②に該当する場合はそれぞれに従い、それ以外の場合は、④の消毒が完了した翌日とする。

- ⑧ キャンパスは、随時②～④の状況について大学本部（総務人事課）へ報告するとともに、⑦に基づきキャンパスを再開する場合は、大学本部（総務人事課）へ協議して対策本部の承認を得ること。
- ⑨ キャンパスは、再開時期について学生・教員に対してはユニバーサルパスポートにより、職員は各所属の連絡網により周知する。大学本部（経営戦略課）は、大学ホームページの「重要なお知らせ」にその旨掲載する。
- ⑩ 教員は、授業等の再開後、学生に不利益が生じないよう弾力的に対処することを前提としつつ、学生に過度な負担が掛かりすぎないよう一定配慮しながら、その状況において可能な最大限の教育効果が発揮できるよう最善を尽くさなければならない。

### (3) 臨時休業の実施

- ① 感染者が1人又は複数発生し、かつ症状が現れた日の2日前以降に登校していた場合においても、直ちに当該キャンパスの臨時休業を実施するものではなく、文部科学省の考え方を踏まえて、(a)当該感染者の症状の有無、(b)キャンパス内における不特定多数との接触の有無、(c)地域における感染拡大の状況、(d)感染経路の明否等を確認し、臨時休業の必要性についてキャンパスと所管保健所の相談結果を受け、実施の有無、範囲及び期間等について、対策本部が判断する。
- ② 6(2)④の消毒が完了した場合においても、臨時休業の実施に係る最終判断が決定するまでは、キャンパスの一時封鎖を継続する。
- ③ 臨時休業の期間中、学生は一切の登校を禁止し、教職員についても、新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ない場合を除き、原則として出勤を禁止する。
- ④ 臨時休業期間中について、学生は学校保健安全法を根拠とした「出席停止」（「欠席」の取扱いとしない）とし、教職員は「自宅勤務」とする。
- ⑤ キャンパスは、臨時休業期間を終了してキャンパスを再開する場合は、大学本部（総務人事課）へ協議して対策本部の承認を得ること。
- ⑥ キャンパスは、再開時期について学生・教員に対してはユニバーサルパスポートにより、職員は各所属の連絡網により周知する。大学本部（経営戦略課）は、大学ホームページの「重要なお知らせ」にその旨掲載する。
- ⑦ 教員は、授業等の再開後、学生に不利益が生じないよう弾力的に対処することを前提としつつ、学生に過度な負担が掛かりすぎないよう一定配慮しながら、その状況において可能な最大限の教育効果が発揮できるよう最善を尽くさなければならない。

### (4) 濃厚接触者（※2）等の特定及び対応

- ① 各キャンパスは、感染者が発生した場合、症状が現れた日の2日前以降に登校した際に濃厚接触（概ね1m以内かつマスクなしで15分以上接触）した者（定義上の濃厚接触者に該当する可能性がある者）について、感染者本人（又はその家族等）からの聞き取り、所管の保健所からの連絡、出席の記録等に基づき、至急調査する。

## ※2 「濃厚接触者」の定義

感染者が発症した日の2日前以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

- ① 感染者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者。
- ② 適切な感染防護無しに感染者を診察、看護若しくは介護していた者。
- ③ 感染者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。
- ④ 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(概ね1m以内)で、マスクなしで15分以上感染者と接触があった者(感染者の症状などから感染性を総合的に判断する)。

② 「濃厚接触者」の具体的な範囲を、所管の保健所に相談して特定する。

③ 「濃厚接触者」が特定されるまでの間、濃厚接触者とみなされる可能性がある者(感染者に症状が現れた日の2日前以降に概ね1m以内かつマスクなしで15分以上接触)及び後述の⑥に該当する者のうち部局長が必要と認めた者は、直ちに帰宅及び自宅待機とする。

④ 濃厚接触者とみなされた者は、感染者と最後に接触した日から14日間、学生は学校保健安全法を根拠とした「出席停止」(「欠席」の取扱いとしない)とし、教職員は「自宅勤務」とする。

但し、教職員について発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がある場合は、「特別休暇」を取得可能とする。

⑤ 濃厚接触者とみなされた者について、学生の場合は学務課、教員の場合は総務課、職員の場合は各所属が、毎日電話又はメールにより身体症状の有無等を確認する。

⑥ 濃厚接触者とみなされなかった者のうち、以下のいずれかに該当する場合は、感染拡大防止の観点から、部局長の判断により一定期間の出席停止又は自宅勤務を命じることができる。

(a) 症状が現れた日の2日前以降、密閉空間で感染者と接触した者

(b) 濃厚接触者とみなされた者と濃厚接触(概ね1m以内かつマスクなしで15分以上接触)した者

⑦ ④、⑥により出席停止又は自宅勤務となった学生・教職員が、5(2)、6(1)に該当することなく指定の期間を経過して登校・出勤を再開する際は、あらかじめ学生は学務課、教員は総務課、職員は各所属へ電話連絡する。

⑧ キャンパスは、隨時①～⑦の状況について大学本部(学生の場合:教育企画課、教職員の場合:総務人事課)へ報告する。

⑨ 濃厚接触者等が学生の場合、学務課は③、④、⑥、⑦の内容をメールで各授業担当教員へも連絡する。

⑩ 当該学生は、登校を再開した際又は次回講義の際に、出席できなかった各授業担当教員へ登校可能になった旨を報告し、各授業担当教員は代替措置について指示する(教員は、学生からの報告前に、⑨の学務課からの連絡で登校再開を知った場合は、当該学生に自ら声を掛けるよう努めること)。

⑪ 教員は、当該学生に不利益が生じないよう弾力的に対処することを前提としつつ、学生に過度な負担が掛かりすぎないよう一定配慮しながら、その状況において可能な最大限の教育効果が発揮できるよう最善を尽くさなければならない。

⑫ 濃厚接触者が教員の場合、当面は自宅勤務等が継続する状況を踏まえ、担当する授業等について

教育効果の面で支障が生じると考えられる時は、当該教員が所属する部局において適切な措置を講じること（この間、当該教員が自宅において遠隔（Web）授業を実施することは可能）。

## 7. 同居する家族等が感染した場合の対策

① 学生・教職員は、同居する家族等が新型コロナウイルスに感染し、保健所から濃厚接触者とみなされた場合は、学生は学務課、教員は総務課、職員は各所属へ電話連絡する。大学へ連絡があった際、担当者は以下の点について確認すること。

- (a) 感染者（同居する家族等）の症状が現れた時期及び感染が判明した時期
- (b) 感染者と最後に濃厚接觸した時期
- (c) 当該学生・教職員の現在の体調
- (d) 感染者の症状が現れた日の2日前以降に濃厚接觸した場合、それ以降の登校・出勤の有無
- (e) (d)で登校が「有」の場合、学内における行動情報

② 濃厚接觸者とみなされた者は、感染者と最後に接觸した日から14日間、学生は学校保健安全法を根拠とした「出席停止」（「欠席」の取扱いとしない）とし、教職員は「自宅勤務」とする（この間に感染者が治癒した場合においても期間は変更しない）。

但し、教職員について発熱、咳、全身倦怠感等の身体症状がある場合は、「特別休暇」を取得可能とする。

③ 濃厚接觸者とみなされた者について、学生の場合は学務課、教員の場合は総務課、職員の場合は各所属が、毎日電話又はメールにより身体症状の有無等を確認する。

④ ②により出席停止又は自宅勤務となった学生・教職員が、5(2)、6(1)に該当することなく指定の期間を経過して登校・出勤を再開する際は、あらかじめ①と同じ連絡先へ電話連絡する。

⑤ キャンパスは、隨時①～④の状況について大学本部（学生の場合：教育企画課、教職員の場合：総務人事課）へ報告する。

⑥ 濃厚接觸者等が学生の場合、学務課は①、②、④の内容をメールで各授業担当教員へも連絡する。

⑦ 当該学生は、登校を再開した際又は次回講義の際に、出席できなかった各授業担当教員へ登校可能になった旨を報告し、各授業担当教員は代替措置について指示する（教員は、学生からの報告前に、⑥の学務課からの連絡で登校再開を知った場合は、当該学生に自ら声を掛けるよう努めること）。

⑧ 教員は、当該学生に不利益が生じないよう弾力的に対処することを前提としつつ、学生に過度な負担が掛かりすぎないよう一定配慮しながら、その状況において可能な最大限の教育効果が發揮できるよう最善を尽くさなければならない。

⑨ 濃厚接觸者が教員の場合、当面は自宅勤務等が継続する状況を踏まえ、担当する授業等について教育効果の面で支障が生じると考えられる時は、当該教員が所属する部局において適切な措置を講じること（この間、当該教員が自宅において遠隔（Web）授業を実施することは可能）。

## 8. 学生寮内で感染等が判明した場合の対策

### (1) 寮内の環境衛生管理等について

#### ① 手洗い・換気の徹底

帰宅時や共通スペース利用後の流水と石けんによる手洗い、自室、廊下や共用部分のこまめな換気を徹底するほか、P 38～40 の感染症対策の啓発用のチラシを寮内に掲示する等して、感染症対策の周知徹底に努めること。

#### ② 密集・密接の回避の徹底

洗面所・トイレ・洗濯場・キッチン等の共通スペースの利用にあたって、密集・密接の回避を周知徹底すること。特に浴室が共用の場合は、フロア別に利用時間を分ける等して、利用者が集中することがないよう配慮すること。

### (2) 隔離用フロア・部屋の確保等について

#### ① 隔離の必要性が高い者

以下のいずれかに該当する学生は、寮内の感染拡大を防止するため、他の学生と隔離する必要性が高いと考えられる（感染した学生は、入院又は指定宿泊施設で療養するものと想定）。

- (a) 感染が疑われる者（5(1)①(a)～(d)のいずれかに該当し、自宅療養が必要な者）
- (b) 濃厚接触者とみなされる可能性がある者（感染者に症状が現れた日の2日前以降に、概ね1m以内かつマスクなしで15分以上接觸した者）
- (c) 部局長により自宅待機（一定期間の出席停止）が必要と認められた者（6(4)⑥(a)～(b)）
- (d) 濃厚接触者とみなされた者

#### ② 隔離の方法

隔離が必要だと認められた場合、原則は保護者へ連絡のうえ、症状が改善するまで自宅に帰省してもらうことが望ましい。

しかしながら、留学生をはじめ自宅への帰省が困難な学生もいるため、平時は寮生が住んでいない隔離用フロア・部屋（浴室・トイレを完備した個室。4人ユニットの場合は、1ユニットにつき1人のみ）を準備すること。

なお、隔離が必要だと認められた学生の中でも、(a)～(d)のいずれに該当するかによって、感染リスクに差があると考えられるため、フロア内の部屋割、外出の可否、外出不可の場合の食料等の手配等について、保健室の職員等と相談のうえ対応すること。

#### ③ 隔離の終了時期

隔離を終了する時期は、原則として症状等が改善し、登校することが可能になった時点であり、上記(a)～(d)のそれぞれの場合について概ね以下のとおりだと考えられる。但し、隔離の終了にあたっては、保健室の職員等とも相談のうえ適切に判断すること。

- (a) 症状等が改善した翌日
- (b) 後に濃厚接触者とみなされた場合は(d)と同じ。濃厚接触者とみなされなかった場合で、部局長が一定期間の出席停止を命じた場合は(c)と同じ。それ以外は速やかに隔離の終了が可能
- (c) 部局長が命じた出席停止期間経過後
- (d) 感染者と最後に接觸した日から14日間経過後

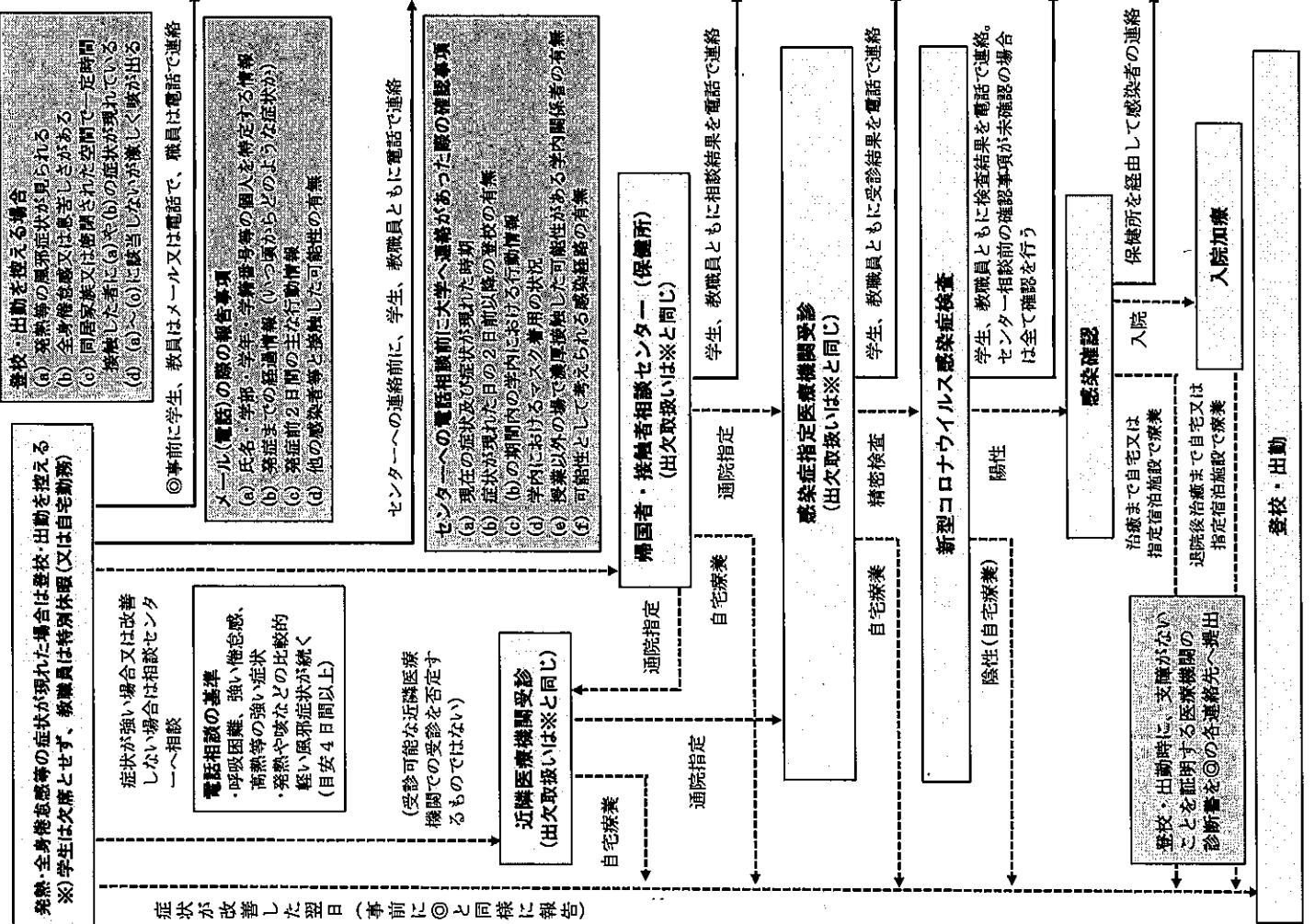
### (3) 学生寮の消毒について

感染者が発生した場合、所管保健所（P16別表2を参照）から指示のあった範囲や方法等に従い、専門業者による学生寮の消毒を実施する。消毒可能な専門業者については、兵庫県ペストコントロール協会（0120-76-2633又は078-576-2633）に連絡して紹介を受けること。

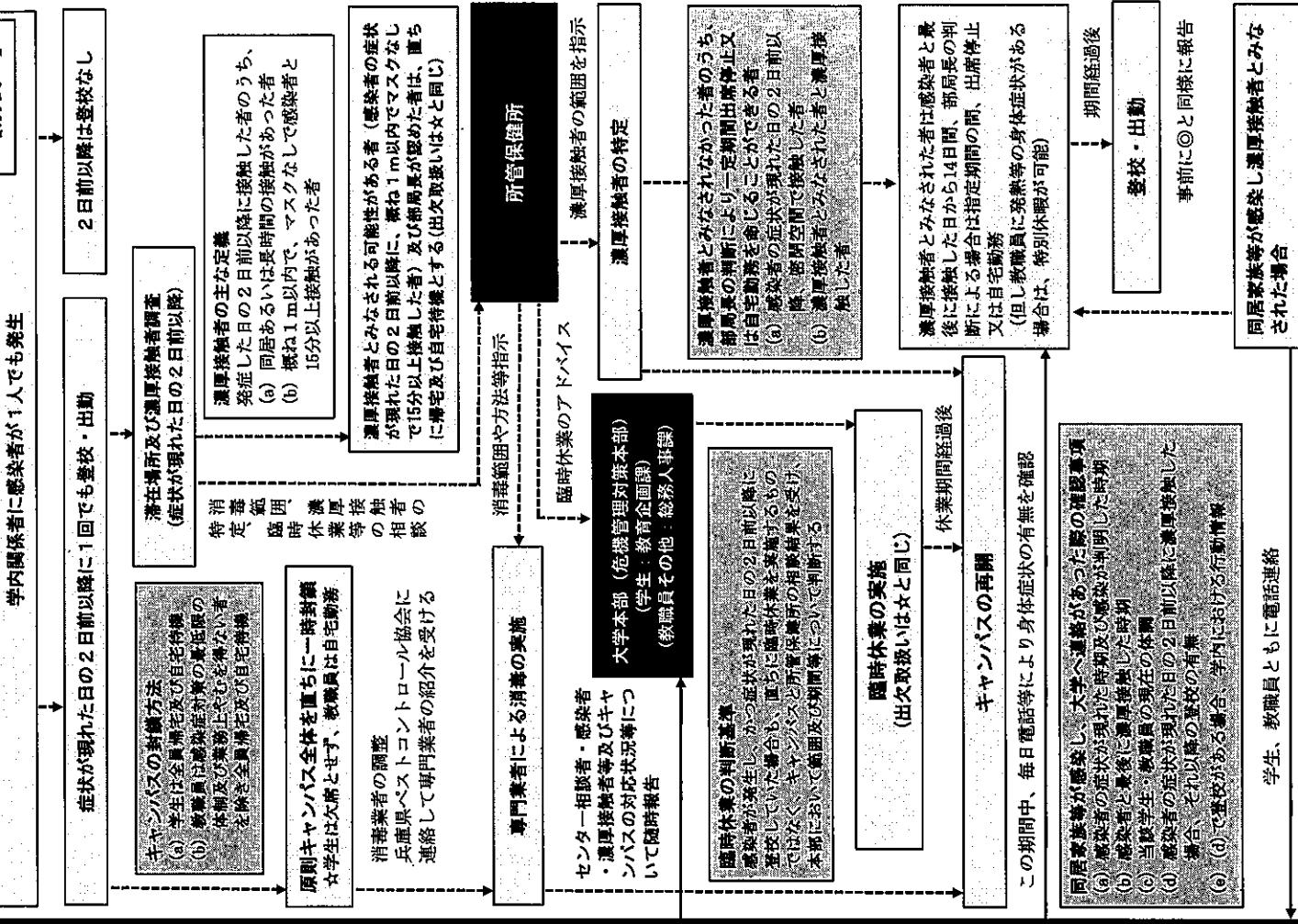
なお、消毒が完了するまでの間、共通スペースの利用制限等について、保健室の職員等とも相談のうえ適切に判断すること。

## 1. 学生・教職員に感染が疑われる場合等の対策

## 2. 感染者発生後の各キャンパスの対応



【別表1】



## 参考様式 1

「帰国者・接触者相談センター」への相談前に電話を受けた時  
 (※感染判明の時点で下記項目が未確認の場合も確認すること)

## 新型コロナウイルスに係る電話連絡記録票（A 票）

キャンパス名記録者所属・氏名

所属学部・学年	学生氏名	学籍番号	連絡可能な電話番号
質問項目		内容	
(a) 現在の症状及び症状が現れた時期			
(b) 症状が現れた日の2日前以降の登校の有無			
(c) (b)の期間内の学内における行動情報			
(d) 学内におけるマスク着用の状況			
(e) 授業以外の場で濃厚接觸した可能性がある学内 関係者の有無。「有」の場合はその具体的な内容			
(f) 可能性として考えられる感染経路の有無。 「有」の場合はその具体的な内容			

※様式の使用は任意です。必要に応じてご活用ください。

参考様式 2

同居する家族等が感染し、濃厚接触者とみなされた旨の電話を受けた時

新型コロナウイルスに係る電話連絡記録票（B票）

キャンパス名

記録者所属・氏名

所属学部・学年	学生氏名	学籍番号	連絡可能な電話番号
質問項目		内容	
(a) 感染者（同居する家族等）の症状が現れた時期 及び感染が判明した時期			
(b) 感染者と最後に濃厚接触した時期			
(c) 当該学生の現在の体調			
(d) 感染者の症状が現れた日の2日前以降に濃厚接 触した場合、それ以降の登校の有無			
(e) (d)で登校が「有」の場合、学内における行動 情報			

※様式の使用は任意です。必要に応じてご活用ください。

【別表2】兵庫県内の帰国者・接触者相談センター(保健所)一覧 ※住所地を管轄するセンターへ連絡

名称	管轄区域	電話番号
神戸市保健所	神戸市	078-322-6829
姫路市保健所	姫路市	079-289-0055
尼崎市保健所	尼崎市	06-4869-3015
西宮市保健所	西宮市	0798-26-2240
明石市保健所	明石市	078-918-5439 078-912-1111
芦屋健康福祉事務所	芦屋市	0797-32-0707
宝塚健康福祉事務所	宝塚市、三田市	0797-62-7304
伊丹健康福祉事務所	伊丹市、川西市、猪名川町	072-785-9437
加古川健康福祉事務所	加古川市、高砂市、稻美町、播磨町	079-422-0002
加東健康福祉事務所	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	0795-42-9436
中播磨健康福祉事務所	市川町、福崎町、神河町	0790-22-1234
龍野健康福祉事務所	宍粟市、たつの市、太子町、佐用町	0791-63-5140
赤穂健康福祉事務所	相生市、赤穂市、上郡町	0791-43-2321
豊岡健康福祉事務所	豊岡市、香美町、新温泉町	0796-26-3660
朝来健康福祉事務所	養父市、朝来市	079-672-0555
丹波健康福祉事務所	丹波篠山市、丹波市	0795-73-3765
洲本健康福祉事務所	洲本市、南あわじ市、淡路市	0799-26-2062

【別表3－1】各キャンパス等連絡先一覧（平日8:30～18:00）

キャンパス名	課名	メールアドレス	電話番号	担当者
神戸商科	学務課	shokakyomu@gk.u-hyogo.ac.jp	078-794-5196	赤松・淡立・中尾
	総務課	u_hyogo_kobesyouka@ofc.u-hyogo.ac.jp	078-794-5183	眞鍋・榎本
姫路工学	学務課	(電気電子情報工学科) abs-L@eng.u-hyogo.ac.jp (機械・材料工学科) abs-K@eng.u-hyogo.ac.jp (応用化学工学科) abs-O@eng.u-hyogo.ac.jp	079-266-1661	(電気電子情報) 上野、磯川 (機械・材料) 木下、足立 (応用化学) 松尾、山本
		soumu_kougaku@ofc.u-hyogo.ac.jp		長谷川、藤田
播磨理学	学務課	u_hyogo_harima@ofc.u-hyogo.ac.jp	0791-58-0110 0791-58-0102	森本 正池
	総務課	u_hyogo_harima@ofc.u-hyogo.ac.jp	0791-58-0101	中谷、林
姫路環境人間	学務課	gakumu_kankyou@ofc.u-hyogo.ac.jp	079-292-1513	大塚、西本
	総務課	u_hyogo_kankyou@ofc.u-hyogo.ac.jp	079-292-1515	小野山、黒地
明石看護	学務課	emiko_kambara@ofc.u-hyogo.ac.jp 2020n@cnas.u-hyogo.ac.jp	078-925-9404 078-925-9404	蒲原 渡辺
	総務課	hiroshi_tomita@ofc.u-hyogo.ac.jp masaya_tsutsumi@ofc.u-hyogo.ac.jp	078-925-0860 078-925-0860	富田 堤
神戸情報科学	総務学務課	応用情報科学研究科 gsai@ai.u-hyogo.ac.jp	078-303-1903	入山
		シミュレーション学研究科 gssim@sim.u-hyogo.ac.jp	078-303-1901	酒井
淡路緑景観	学務課	naomi_satake@awaji.ac.jp	0799-82-3125	佐竹
	総務課	tomomi_iwasaki@awaji.ac.jp	0799-82-3119	岩崎
豊岡ジオ・コウノトリ	学務課	toshiko_matsuoka@ofc.u-hyogo.ac.jp yoshifumi_watada@ofc.u-hyogo.ac.jp rrm@ofc.u-hyogo.ac.jp	0796-34-6079	松岡、和多田
	総務課	kouta_yagi@ofc.u-hyogo.ac.jp yoshifumi_watada@ofc.u-hyogo.ac.jp rrm@ofc.u-hyogo.ac.jp	0796-34-6079	八木、和多田
神戸防災	総務学務課(総務)	gensai@ofc.u-hyogo.ac.jp	078-891-7376	高島
	総務学務課(学務)	gensai@ofc.u-hyogo.ac.jp	078-891-7376	高島

【別表3－2】各キャンパス等連絡先一覧（夜間18:00～8:30・休日）

キャンパス名	電話番号
神戸商科	080-2401-9778
姫路工学	080-2401-9779
播磨理学	080-2401-9780
姫路環境人間	080-2401-9781
明石看護	080-2401-9782
神戸情報科学	080-2401-9783
淡路緑景観	080-2401-9784
豊岡ゾオ・コウノトリ	080-2401-9785
神戸防災	080-2401-9786
附属学校	080-2401-9787

【別表4】「兵庫県ペストコントロール協会」会員業者一覧

◎兵庫県ペストコントロール協会：0120-76-2633、078-576-2633

### 1 神戸地区

会社名	所在地	電話番号
(株)アイワ	西区持子 2-11-1	078-922-9399
アベックス(株)	兵庫区大開通 10-2-18	078-578-5571
イカリ消毒(株)神戸営業所	兵庫区大開通 3-1-23	078-578-0808
(株)今村化学工業白蟻研究所 神戸支店	西区伊川谷町潤和 858-1	078-975-8805
(株)エスケーションシステム	中央区熊内町2丁目5-11アルケット熊内1F	078-241-7025
(株)オオヨドコー ポレーションPテック ス社神戸営業所	東灘区御影本町2-16-4 御影共同ビル 南3F	078-843-5021
(有)トキワ衛研	中央区山本通4-5-17	078-241-5631
(有)神戸害虫駆除所	須磨区横尾2-21-2	078-742-0278
国際衛生(株)神戸営業所	兵庫区入江通1-1-15	078-682-7843
サンヨー環境(株)	中央区浜辺通2-1-30	078-261-0311
新耕産業(株)	東灘区御影塚町2-26-1	078-846-0358
大洋化工(株)	兵庫区荒田町2-15-7	078-521-8871
大和害虫消毒	長田区桧川町3-3-15	078-642-3900
テクノ化成(株)	中央区港島2-1-1	078-306-0363
(株)ニックン	中央区小野浜町5-11	078-332-9417
(株)日本化工	中央区琴ノ緒町5-6-19	078-241-0134
(株)ポート衛研	兵庫区熊野町4丁目2-4 ポートトラストビル	078-575-6401
ミナト消毒(株)	須磨区東白川台2-20-3	078-741-0606
(株)チューガイ	垂水区桃山台1-2-8	078-753-3551
三共防疫社	西区伊川谷町有瀬1611-8	078-777-0759

## 2 阪神地区

会社名	所在地	電話番号
(有)クリーンハーツ	伊丹市西野7丁目3-1 A-510	072-787-6460
甲南防疫(株)	西宮市天道2-28	0798-66-2367
サンクリーン(株)関西営業所	西宮市六軒町11-13	0798-31-1356
三晃防疫(株)	宝塚市中筋8-7-2	0797-88-6489
親和商事(株)	宝塚市安倉中2-10-15	0797-85-6100
(株)トータルクリーン	川西市小花2-27-28	072-758-5712
阪神衛材(株)	西宮市西福町8-16	0798-65-2309
阪神環境事業(株)	川西市久代1丁目4-10	072-759-1149
阪神器化学(株)	西宮市今津水波町10-18	0798-26-3374
東村産業(株)	西宮市堤町5-38	0798-66-5729
(株)フレックス	西宮市宮前町8-36	0798-37-3701
(有)マーキュリー衛研	尼崎市富松町4-35-22	06-6436-5840

## 3 明姫地区

会社名	所在地	電話番号
(有)旭共栄	三木市緑が丘町西2-1-9	0794-84-1713
衛生管理(株)	姫路市大津区天満276-6	079-230-0333
エース消毒(株)	姫路市博労町93-1	079-297-6844
環境管理(株)	姫路市大津区西土井餅田278-8	079-240-7769
昭和駆除(株)	姫路市東辻井4-9-2	079-294-3425
東洋産業(株) 姫路支店	姫路市飾磨区中島2-3	079-235-8829
ピアサービス(株)	明石市松の内1-1-26	078-921-0090
シーズンライフ(株)	小野市古川町642番地1	0794-62-0222
(有)アント	明石市二見町西二見2120-16	078-949-2386
黒田設備	姫路市井ノ口204-3 ソレニ井ノ口203号	079-260-7963
(有)旭共栄	三木市緑が丘町西2-1-9	0794-84-1713
衛生管理(株)	姫路市大津区天満276-6	079-230-0333



(公印省略)  
兵県大第116号  
令和2年5月22日

部局長 様  
総合教育機構長 様  
副専攻運営機関の長 様

兵庫県立大学学長

**緊急事態宣言解除に伴う教育・研究活動実施方針の見直しについて（通知）**

部局等におかれましては、新型コロナウィルス感染症拡大に伴う対応について、日々状況が変化する中、大変ご尽力いただきしておりますことについて、改めてお礼申し上げます。

さて、令和2年5月21日の政府発表により、兵庫県への緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、令和2年5月18日付け兵県大第106号「兵庫県からの休業要請解除に伴う教育・研究活動実施方針について（通知）」における本学の教育・研究活動の実施方針について、下記のとおり見直しましたので通知します。

部局等におかれましては、引き続き、一般的な感染防止策（建物入口への消毒液設置、マスクの着用、共有スペースの消毒等）の実施とともに、部局の状況に合わせた適切な対応をよろしくお願いします。

記

**1 研究活動の一部見直し【5月25日（月）から適用】**

博士後期課程及び動植物など自然を研究対象とする大学院の学生に加え、博士前期課程2年生についても、部局長が別途定める条件を満たす場合に限り、研究活動を認めることとし、博士前期課程2年生の実験・実習・フィールドワークについても、本部への事前協議の対象外とする。

なお、対象者が増えることから、入構を認めた学生に対して何らかの識別証を着用させるなど、学生が許可なくキャンパスへ立ち入らないための対策を講じること。

**【本件に係る問い合わせ先】**

本部事務局教育企画部教育改革課 安田、岡田

TEL : 078-764-6610

Email : kanji\_yasuda@ofc.u-hyogo.ac.jp

taichi\_okada@ofc.u-hyogo.ac.jp

(公印省略)  
兵県大第106号  
令和2年5月18日

部局長 様  
総合教育機構長 様  
副専攻運営機関の長 様

兵庫県立大学学長

#### 兵庫県からの休業要請解除に伴う教育・研究活動実施方針について（通知）

部局等におかれましては、新型コロナウィルス感染症拡大に伴う対応について、日々状況が変化する中、大変ご尽力いただきしておりますことについて、改めてお礼申し上げます。

さて、令和2年5月15日付け兵庫県通知、大第1023号「大学に対する臨時休業要請の解除について」及び、文部科学省事務連絡「新型コロナウィルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について（通知）」を踏まえた本学の教育・研究活動の実施方針について、当面の間、下記のとおりとしますので通知します。

部局等におかれましては、下記方針のもと、部局の状況に合わせて適切にご対応いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

#### 記

##### 1 学部・研究科における授業

引き続き、対面によらない授業形態（web配信等）による授業のみ実施可能とする。

##### 2 研究科における研究活動

以下条件のもと、原則、博士後期課程及び動植物など自然を研究対象とする大学院の学生のみについて、部局長が別途定める条件を満たす場合に限り、研究活動を認める。

なお、学術情報館については、条件が整い次第利用を認める。

###### （1）キャンパス内での活動

実験など、キャンパス内でしか実施できない活動であること。

###### （2）キャンパス外での活動（フィールドワーク、インターンシップ等）

①本学教員、学生以外と対人接触しない活動であること。

②特定の動植物観察など、時期を外せない又は中断できない活動であること。

###### （3）通学・移動方法

公共交通機関以外の方法が望ましいが、公共交通機関を利用する場合は、通勤時間帯を避けるなど、感染リスクを低減する工夫をすること。

**3 対面授業を再開するまでの間の実験・実習・フィールドワークの取扱の一部緩和**  
令和2年5月7日付け兵庫県大第103号「Web授業等実施にかかる留意事項について（通知）」において、原則として、各キャンパス内外におけるweb配信以外での実験・実習・フィールドワークの実施を禁止するとともに、実施せざるを得ない場合は事前に本部と協議することとしているが、上記2に該当する活動については、本部への事前協議対象外とする。

**【通知文抜粋】**

**4 対面授業を再開するまでの間の実験・実習・フィールドワークの取扱について**

Web授業のみを実施している間は、原則として、各キャンパス内外におけるweb配信以外での実験・実習・フィールドワークの実施を禁止する。

なお、国家試験の受験資格取得に支障が生じる等、当該期間中に実施せざるを得ない場合は、実施時期・対象学生・実施場所・感染拡大防止方策・実施せざるを得ない事由を任意様式で取りまとめたうえで、事前に本部と協議すること。

**4 キャンパスへの原則立入禁止の継続**

感染拡大防止の観点から、前記2の研究活動以外でのキャンパスへの学生の立ち入り禁止を継続する。

**【本件に係る問い合わせ先】**

本部事務局教育企画部教育改革課 安田、岡田

TEL : 078-764-6610

E-mail : kanji\_yasuda@ofc.u-hyogo.ac.jp

taichi\_okada@ofc.u-hyogo.ac.jp

(公印省略)  
兵県大第121号  
令和2年5月25日

各部局長 様  
各キャンパス経営部長 様

事務局長

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る教職員の勤務の取扱について（通知）

令和2年5月21日に、兵庫県に対する緊急事態宣言対象区域（特定警戒都道府県）の指定が解除され、これを受け「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」の改定がされました。

本学では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、時々の状況に対応し、教職員の勤務の取扱について通知してきたところ（令和2年4月27日付事務局長通知（兵県大第61号）等）ですが、現下の状況を踏まえ、下記のとおり一部見直しを行うこととしましたので通知します。

ついては、貴管下の教職員に周知するとともに、その取扱に遺漏のないようお願いします。

#### 記

##### 1 教職員の自宅勤務

###### （1）自宅勤務の活用

部局長及び所属長は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、業務に支障が生じない場合は、所属する教職員（非正規教職員等も含む）に対し、自宅勤務を命じることができるものとする。

###### （2）職員（教員以外）の勤務ローテーション

県の対処方針の中で、「府内の出勤者の原則7割削減を目指す」との記載が削除されたことを踏まえ、出勤して勤務する所属職員の削減目標は設定しない。今後は、各課長等は業務に支障が生じない場合は、所属職員に対し、週1日を目安として自宅勤務を命じができるものとする。なお、必要に応じて、勤務ローテーションを作成すること。（5月末までは既に作成した勤務ローテーションのとおりとして差し支えない。）

##### 2 職員の勤務時間の取扱（時差出勤）

公共交通機関を利用して出勤する職員（事務：非正規職員を含む）について、満員電車等での通勤における感染リスクを軽減するため、これまで通知してきた取扱を継続する。

##### 3 その他

本通知で改正したもの以外の取扱は、以下の通知で定めたとおりとする。

○令和2年4月8日付事務局長通知（兵県大第26号） ·····『通知①』

○令和2年4月13日付事務局長通知（兵県大第41号） ·····『通知②』

○令和2年4月27日付事務局長通知（兵県大第61号） ·····『通知③』

通知①

(公印省略)  
兵県大第 26号  
令和2年4月8日

各部局長 様  
各経営部長 様

事務局長

教職員の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る勤務の取扱について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教職員の勤務の取扱について下記のとおり定めましたので通知します。

については、今回の取扱について教職員に周知すると共に、下記に留意の上、その取扱に遺漏のないよう願います。

記

1 政府の緊急事態宣言発令下における自宅勤務の取扱

(1) 自宅勤務の命令

部局長は、所属する教員（非正規教員等を含む）が、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、自宅勤務を希望した場合、以下の要件を満たす場合に限り、特例的に自宅勤務を命じることができるものとする。

【要件】

- ① 該当教員の業務内容が自宅において遂行できる内容のものであり、自宅に業務遂行に必要な環境が整っていること。
- ② 該当教員が自宅で勤務することにより、本学の業務に支障が生じないこと。
- ③ 該当教員の自宅での勤務状況について、部局長が把握することができるること。

(2) 自宅勤務の適切な管理

- ① 教員は、自宅勤務を行う際には、あらかじめ自宅勤務命令簿（様式1号）に、自宅勤務を行おうとする日時、業務内容、連絡先等を記載の上押印し、部局長に提出すること。
- ② 部局長は、勤務時間や業務内容等について事前に十分確認した上で、自宅勤務命令簿に押印し、教員に自宅勤務を命じること。
- ③ 該当教員は、自宅勤務を行った日ごとに、業務日報（報告書）（様式2号）を作成し、自宅勤務期間終了後に部局長に提出すること。
- ④ 部局長は、業務日報（報告書）を確認の上、確認印を押印し、自宅勤務命令簿と合わせて保管すること。

(3) その他留意事項

- ① 教員は、自宅勤務を行う場合、定められた1日の勤務時間（正規の教員の場合は7時間45分）を勤務すること。
- ② 部局長は、自宅勤務時間中に該当教員に指示・連絡等が確実に行えるよう、電話等の通信連絡手段を確認すること。
- ③ 教員は、自宅勤務時間中の部局長からの指示・連絡等には適切に対応すること。
- ④ 教員以外の職員について、所属長がその業務の内容等を十分に精査・検討の上、自宅勤務が可能と判断した場合は、同様に自宅勤務を命じることができることとする。
- ⑤ この取扱は、政府の緊急事態宣言発令下における特例的な措置とし、宣言が解除された時はこの措置も終了することであること。

## 2 職員の勤務時間の取扱（時差出勤）

公共交通機関を利用して出勤する職員（事務：非正規職員を含む）について、満員電車等での通勤における感染リスクを軽減するため、当分の間、公立大学法人兵庫県立大学教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の第4条第3項に基づき、以下のとおり時差出勤を特例的に認めることとする。

### （1）勤務形態の追加

現行のA、B勤務に加え、期間限定で、E、L勤務の勤務形態を新たに設定する。

勤務形態	始業時間	休憩時間	終業時間
E勤務	8:15	12:00～13:00	17:00
A勤務	8:45		17:30
B勤務	9:00		17:45
L勤務	9:30		18:15

### （2）留意事項

- ① 所属長は、業務執行体制に支障が出ないよう配慮するとともに、職員の希望を聴取したうえで、交通機関の状況等を踏まえ、適切に勤務時間の割り振りを行うものとする。
- ② この取扱の適用期間は通知の日から「当分の間」とする。終了する際は、別途通知する。

## 3 その他、感染拡大防止の取組について

各所属においては、上記1、2の取扱いのほか、「新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部」が発出する通知等を十分踏まえるとともに、以下に掲げるとおり教職員の感染防止に努めること。

### （1）手洗い・換気等の徹底について

出勤時に加えて、食事の前、キャンパス内で多数の人が集まる場所へ滞在した後等には、こまめに流水と石けんで手洗いを行うこと。

また、勤務場所における換気の徹底を図るとともに、咳エチケットの周知徹底に努めること。

### （2）執務環境の改善について

教職員の執務室内における3密（密閉・密集・密接）を避けるため、会議室や空き教室等を活用して行える業務については、可能な限り活用し分散執務を行うことで、執務室内の密度を下げるよう工夫すること。

### （3）消毒液による定期的な清掃等の実施について

特に多数の学生・教職員が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）の消毒液による清掃や、消費量の増加が見込まれるトイレの手洗い用洗剤等の補充について、各キャンパスで必要箇所や頻度等を検討のうえ、適切な対策を講じること。

### （4）自動車等による通勤の柔軟な対応について

通勤での感染防止の観点から、各キャンパスに駐車スペースの余裕がある場合には、「コロナウイルス感染症予防のための特別の事情」によるものとして自動車等交通用具による通勤の認定を行うことは差し支えないものであること。

### （5）昼食時等の対応について

各キャンパスの実態に即して、教室等での昼食を認める等、柔軟に対応するとともに、食堂で対面とならないイス配置の工夫や弁当の增量等について、生協等と適切に調整を行うこと。

### （6）教職員は、体調不良の場合などは、積極的に年次休暇・特別休暇を活用し、心身の静養、健康の保持に努めること。また、普段と様子が違うなど、体調面で優れないように見受けられる教職員がいた場合は、所属長をはじめ周囲の教職員は積極的に声をかけ、静養を勧める等配慮を行うこと。

通知②

(公印省略)  
兵県大第 41 号  
令和2年4月13日

本部各部長・室長様  
各キャンパス経営部長様

事務局長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る業務執行体制について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教職員の勤務の取扱については令和2年4月8日付事務局長通知（兵県大第26号）により通知したところです。しかしながら、緊急事態宣言発令後も、県内感染者は増加しており、県は外出のさらなる自粛要請や新たに休業要請を行うことなど、こうした緊急事態を早期に収束させるための取組を検討しています。その中で、県は県庁に登庁して勤務する職員について、自宅勤務を一層活用することにより、7割削減を目指そうとしています。

本学においては、教員をはじめ、業務内容が自宅勤務に馴染む職員は自宅勤務を命じができるとしていますが、県の取組を踏まえ、職員の業務執行体制について下記のとおりさらなる見直しを行うこととしましたので通知します。

については、今回の取扱について職員に周知すると共に、下記に留意の上、その取扱に遺漏のないよう願います。

記

1 各所属における業務執行体制の見直し

（1）業務の選択と集中（業務の仕分け）

各課長（本部・キャンパス）等は、所属長と協議の上、業務の性質や緊急性等を勘案し、以下の区分を参考に業務の仕分けを行う。

- ① 新型コロナウイルス感染症対策業務（対策本部会議やキャンパスにおける同様の対策会議等）
- ② 繼続を要する業務（（例）学生への対応、予算決算業務や収入・支出業務等、継続する必要のある業務）
- ③ その他の業務

（2）勤務ローテーションの作成

各課長等は、（1）の仕分けに従って業務の優先順位を検討した上で、所属する職員（管理・監督職や非正規職員等も含む）に対し、所属長と協議の上、出勤又は自宅勤務を命じるかを調整した勤務ローテーションを作成する。なお、以下の点に留意すること。

ア 出勤して勤務する職員については、所属職員の5割以上の削減を目標としてローテーションを作成すること。（別紙様式参照）

イ （1）①②の業務を優先して行い、③その他の業務は休止・延期等の進度調整を行うことにより、職員の出勤の削減を図ること。

ウ 危機管理の観点から、管理・監督職も必ず含めてローテーションを組み、できる限り出勤が重ならないよう工夫すること。

エ 執務室内においては、3密を避けるよう、配席などに留意すること

オ　自宅勤務を命じる場合は、令和2年4月8日付事務局長通知（兵県大第26号）に定める手続き（自宅勤務命令簿や業務日報の作成等）を遵守することとし、勤務時間中の連絡体制は必ず確保すること

（あくまでも勤務場所を自宅とするもので、休暇ではないことに留意）

カ　自宅勤務を行う職員の勤務時間及び休憩時間は、出勤時と同様とする。

また、自宅勤務は原則として1日単位とする。

なお、自宅勤務を行う日は、原則として時間外勤務を命じないこととする。

キ　担当する業務に関する法令等の知識の習得や、他大学等の制度・取組の研究および業務改善案の検討などは、自宅勤務における業務に含まれるものとする。

## 2 その他

- (1) やむを得ず出勤職員が多くなる所属においては、時差出勤制度を活用するなど、出退勤時の感染リスクの低減に配慮すること。
- (2) 勤務ローテーションは、準備のできた所属から速やかに実施すること。
- (3) 自宅勤務を支援・推進するため、学内メールに自宅パソコン等からアクセスできる環境整備を検討している。（詳細は別途案内する）

通知③

(公印省略)

兵県大第 61 号

令和2年4月27日

各部局長 様  
各キャンパス経営部長 様

事務局長

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る教職員の勤務の取扱について（通知）

県では、緊急事態宣言発令後の県内の感染者の発生状況等を考慮し、感染拡大防止のためには接触機会を減らすことが重要であるとして、通勤削減の一層の推進について、県民や県内事業者に対し強く要請しています。

本学では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月8日付事務局長通知（兵県大第26号、以下『通知①』という）や、令和2年4月13日付事務局長通知（兵県大第41号、以下『通知②』という）により、教職員の勤務の取扱について通知したところですが、こうした上記の県の取組等を踏まえ、下記のとおり一部見直しを行うこととしましたので通知します。

については、教職員に周知するとともに、その取扱に遺漏のないようお願いします。

#### 記

##### 1 教職員の自宅勤務

###### （1）自宅勤務の活用

部局長及び所属長は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、業務に支障が生じない場合は、所属する教職員（非正規教職員等も含む）に対し、可能な限り自宅勤務を命じるものとする。

###### （2）自宅勤務の適切な管理

教職員が自宅勤務を行う場合は、『通知①』1（2）に定める手続き[自宅勤務命令簿(様式1号)及び業務日報(報告書)(様式2号)の作成]を基本とするが、事務の簡素化の観点から、業務日報については、複数日分をまとめて報告することも可能とする。なお、その場合の業務日報（報告書）は、別添様式3号を使用すること。

###### （3）自宅勤務に係る措置の適用期間

当初、自宅勤務に係る措置について、政府の緊急事態宣言発令下における特例的な措置とし、宣言が解除された時はこの措置も終了するものとしていたが、教職員が濃厚接触者である場合にも自宅勤務を命じることとしていること等を考慮し、この措置の適用期間は「当分の間」とする。なお、この措置を終了する時は、改めて通知する。

## 2 職員の勤務時間の取扱（時差出勤）

公共交通機関を利用して出勤する職員（事務：非正規職員を含む）について、満員電車等での通勤における感染リスクを軽減するため、『通知①』2（1）で定めるところにより、E勤務（8:15始業）及びL勤務（9:30始業）の勤務形態を特例的に認めることとしたところであるが、さらに以下の取扱を追加する。

### （1）追加する取扱の内容

- ① 始業時間を7時～10時の時間帯で選択する。（15分単位）
- ② 1日の勤務時間や、休憩時間（12:00～13:00）は通常通りとする。

#### 【現行の勤務形態】

勤務形態	始業時間	休憩時間	終業時間
E勤務	8:15	12:00～13:00	17:00
A勤務	8:45		17:30
B勤務	9:00		17:45
L勤務	9:30		18:15

#### 【今回追加する勤務形態（例）】※始業時間を7時～10時の時間帯で選択する。（15分単位）

勤務形態	始業時間	休憩時間	終業時間
特例勤務	7:00	12:00～13:00	15:45
特例勤務	10:00		18:45

### （2）追加取扱の適用要件

以下の全ての要件を満たす場合に認めることとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためと認められる場合
- ② 業務執行体制に支障が生じない場合
- ③ 妊産婦や障害又は持病のある職員が出勤する場合もしくは所属長が特に必要と認める場合

### （3）追加取扱の適用期間

『通知①』2（2）②の定めるところに準じ、「当分の間」とする。

## 3 その他

本通知で定めるもの以外の取扱は、『通知①』及び『通知②』で定めるとおりとする。

授業プロダクト「クリッカー」機能による出席管理方法の一例を紹介します。特に、大規模教室での対面授業の出席管理の参考にしてください。

## 1 活用場面（イメージ）

(1) 自宅で検温して 37.5 度以上の学生の事前欠席把握(授業単位)【授業中(開始直後)】

## ①クリッカーの設定・配信

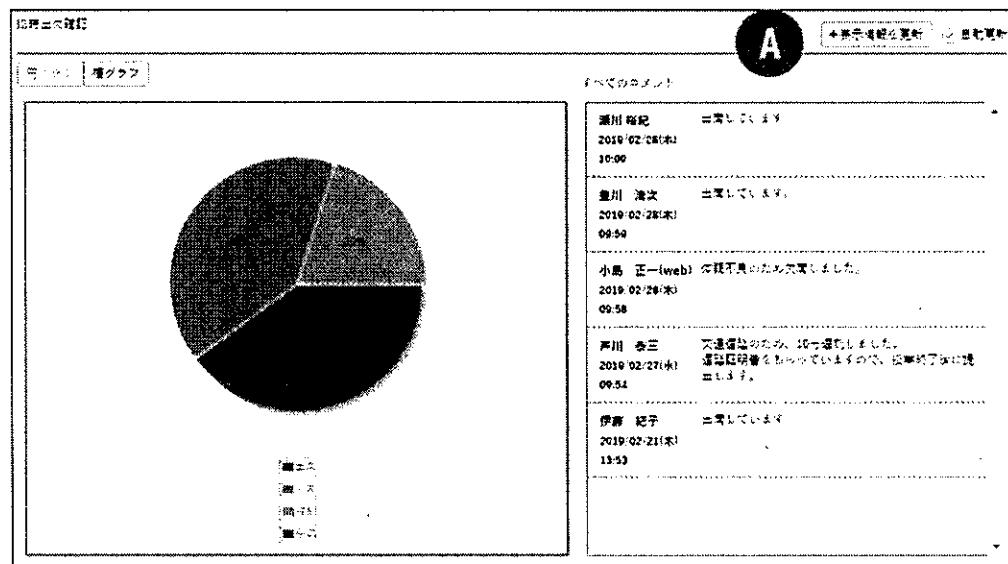
各教員が授業毎に以下の設定をユニバで行う。なお、クリッカーにはテンプレート機能が無いため、自分が作成したクリッカーのコピーは可能だが、他の教員が作成したものとのコピーはできない。

## ②結果確認

全体の結果をグラフで確認する場合、[結果]の『照会』ボタンを押下します。

クリッカーナンバー	クリッカーネーム	ステータス	認証コード	対象会員	参加者	アンケート	結果	作成日時	
1	会員登録アンケート	実施中		6名	1名	4名	終了	投票会	2019/02/27(火)
2	会員登録(第3回)	実施中		6名	1名	2名	終了	投票会	2019/02/27(火)
3	会員登録(第4回)	未実施	表示	6名	0名	0名	開始		2019/03/01(水)
4	会員登録(第2回)	終了	表示	6名	1名	4名	未実施	投票会	2019/02/27(火)
5	会員登録(第1回)	終了		6名	1名	5名	未実施	投票会	2019/02/27(火)

※円グラフで表示した際の画面イメージです。



(2) 感染者等の学生を追跡するための座席把握（授業単位）【授業中（開始直後）】

《前提要件：各キャンパスで各講義室の座席番号を決めておくこと》

## ① クリッカーの設定・配信

クリッカーフォーム [2018/10/1]

他のクリッカーフォームからコピー 2018/10/1 サーブリュー コピー

□ クリック一発名

B I U S エスエスエス

書式の好きな文字を選んでください。

(例文)

- 手洗いを済ませ体温 37.5 度未満で授業に出席しているかを選択回答 (Yes or No) してください。
- ・本日着席した座席番号をコメント回答してください。

選択&コメント回答  
方法指定  
(コメントのみでも良い)

選択して下さい

選択のみ コメントのみ すべてコメント

返信のみ コメントのみ すべてコメント

最大入力文字数 1 最大入力文字数 100

マーク一覧 検索選抲

選択する範囲

件名、本文題名

件替題名

件名、本文題名

件替題名

登録コード

選択基内容

初期選択

並べ替え

選択した行を削除

A サーブリュー

OFF OFF 1

選択した行を削除

確定 確認

OFF OFF ↑

サーブリュー

## ② 結果確認

(6) 学生ごとの回答結果を確認する場合、【クリッカーリスト】画面へ戻り、該当するクリッカーの【参加者】欄の【】アイコンを押下します。

登録者登録								新規	
クリッカーナンバー	クリッカーネーム	ステータス	登録コード	対象者	歩行者	アンケート	結果	作成日時	
1	歩道アンケート	実施中		6名	■	4名	終了	報告	2019/02/27(木)
2	歩道調査(第3回)	実施中		6名	■	2名	終了	報告	2019/02/27(木)
3	歩道調査(第4回)	未実施	表示	6名	■	0名	開始	報告	2019/03/01(金)
4	歩道調査(第2回)	終了	表示	6名	■	4名	再実施	報告	2019/02/27(木)
5	歩道調査(第1回)	終了		6名	■	4名	再実施	報告	2019/02/27(木)

3

登録生次確認							件名: お問い合わせ		
登録生次確認							件名: お問い合わせ	件名: お問い合わせ	
登録生		登録生の学生のみ		登録生以外					
登録生			登録生以外						
登録生			登録生以外						
<input type="checkbox"/>	登録番号	氏名(カナ)	性別	年齢	コメント	A	登録日時	性別	
<input type="checkbox"/>	0414-0007	小黒リ 一恵 (コベツリ ワカエ)		<input checked="" type="radio"/>	3	交通事故のため、10ヶ月間しまつた。		2019/02/07(木) 09:54	男性
<input type="checkbox"/>	0414-0001	森川 亮三 (マツカワ ライサク)		<input type="radio"/>	4	お寒いです。		2019/02/01(土) 13:58	男性
<input type="checkbox"/>	0414-0002	佐藤 美子 (ソトウ ミコ)		<input type="radio"/>	5	体調不良のため欠席しました。		2019/01/30(木) 08:55	女性
<input type="checkbox"/>	0414-0003	小黒 三一(web) (コベツ ナミチ)		<input type="radio"/>	2	お寒いです。		2019/01/28(火) 10:00	男性
<input type="checkbox"/>	0414-0005	黒川 亮介 (コクカワ ライサク)		<input type="radio"/>	3	お寒いです。		2019/02/07(木) 09:58	男性
<input type="checkbox"/>	0414-0010	野村 真理 (ノムラ マリ)		<input type="radio"/>	3	お寒いです。		2019/02/08(金) 10:00	女性
<input type="checkbox"/>	0414-0011	野村 真理 (ノムラ マリ)							女性
<input type="checkbox"/>	0414-0012	東山 葉九 (ヒタチ ハル)							男性
<input type="checkbox"/>	0414-0013	佐々木 駿 (ソザキ ジュン)							男性
<input type="checkbox"/>	0414-0015	東山 葉九 (ヒタチ ハル)							女性

## A. コメントの照会

『照会』ボタンを押下すると、学生のコメント全文を確認することができます。

Bは次ページで説明

#### C. 一覧で選択した学生へ掲示を配信する

チェックを入れると下部に掲示配信機能が表示されます。

学生一覧からチェックを入れた学生に掲示を配信することができますので、必要項目を入力して掲示の配信を行ってください。

掲示配信機能の詳細につきましては、共通マニュアルをご確認ください。

## B. ダウンロード

検索結果を CSV または Excel で出力することが可能です。

※Excel ダウンロード時の出力イメージです。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
登録番号	氏名(カナ)	性別	日付	コメント	登録日付	性別	学年	所属学部	入学年
1 001A-0001	小早川 一郎(ヨハリヒコ カズヤ)				2019/05/27 00:54	男性	4年	法学部 法学科	2014年
2 001A-0002	吉川 幸三(ヨシカワ シズヲ)	○	3	保護者連絡をもらっていますので、行進は特に様子はしません。	2019/05/27 00:54	男性	4年	法学部 法学科	2014年
3 001A-0003	中野 紀子(ナガノ クリコ)	○	5	出勤しています	2019/05/27 00:54	女性	4年	法学部 法学科	2014年
4 001A-0004	小島 正一郎(コジマ シゲアキ)	○	5	休業不自由の状態がございました。	2019/05/27 00:54	男性	4年	法学部 法学科	2014年
5 001A-0005	金川 浩二(キンカワ ハジロー)	△	1	に回りています	2019/05/27 00:54	男性	3年	法学部 法学科	2014年
6 001A-0006	吉川 幸三(ヨシカワ シズヲ)	○	1	に回りています	2019/05/27 00:54	男性	3年	法学部 法学科	2014年

### ③ 感染者・濃厚接触者が判明した場合の追跡方法

クリッカーの結果は、ユニバーサルパスポートのサーバに蓄積され、必要に応じてファイルダウンロードが可能だが、一括ダウンロード機能がないため、クリッカーごとにダウンロードする必要がある。

データのダウンロードは、追跡する必要がある学生のみで用をなすことから、職員の「問合せ用ユーザー切替」機能（特定の学生及び教職員に成り代われる）」を活用し、以下のとおり行う。

- ① 当該学生の履修状況を確認
- ② 担当職員（「問合せ用ユーザー切替」機能権限が与えられている者）が追跡する日付の科目担当教員に切り替え、クリッカー一覧から当該授業の結果をダウンロード
- ③ ダウンロードしたデータのテキスト欄と予め指定した講義室の座席番号から、調査日の全出席者の配席状況を可視化
- ④ 例えば、感染者が判明した場合は、上記③から該当者の着席場所と 2 メートル以内の学生を特定
- ⑤ 授業ごとに②～④を繰り返し、全関係者の割り出し



# 感染症対策

へのご協力を  
お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、  
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

## ①手洗い

### 正しい手の洗い方

手洗いの  
前に

・爪は短く切っておきましょう  
・時計や指輪は外しておきましょう

①



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。

②



手の甲をのばすようにこります。

③



指先・爪の間を念入りにこります。

④



指の間を洗います。

⑤



親指と手のひらをねじり洗いします。

⑥



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## ②咳エチケット

### 3つの咳エチケット

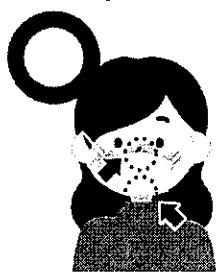
電車や職場、学校など  
人が集まるところでやろう



何もせずに  
咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを  
手でおさえる



マスクを着用する  
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで  
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

## 正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を  
確実に覆う



② ゴムひもを  
耳にかける



③ 隙間がないよう  
鼻まで覆う

首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



感染症対策へのご協力をねがいします



せき

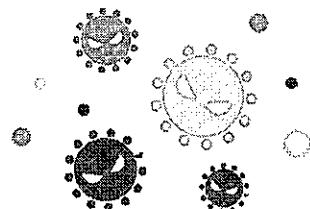
# 咳工チケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、  
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳工チケット」です。

## ■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳工チケットを心がけましょう。

- ・マスクを着用します。
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆います。
- ・とっさの時は袖や上着の内側で覆います。
- ・周囲の人からなるべく離れます。



## 3つの咳工チケット

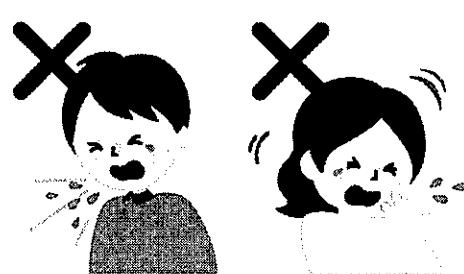
電車や職場、学校など  
人が集まるところでやろう



マスクを着用する  
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで  
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに  
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを  
手でおさえる

## 正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を  
確実に覆う

② ゴムひもを  
耳にかける

③ 隙間がないよう  
鼻まで覆う

首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

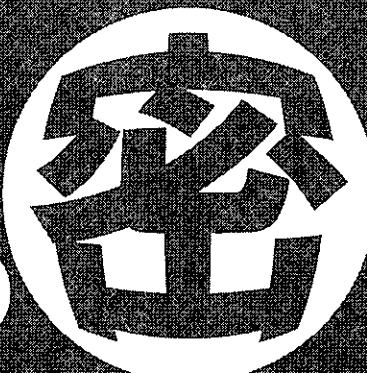
厚労省

検索



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をねがいします

3つの

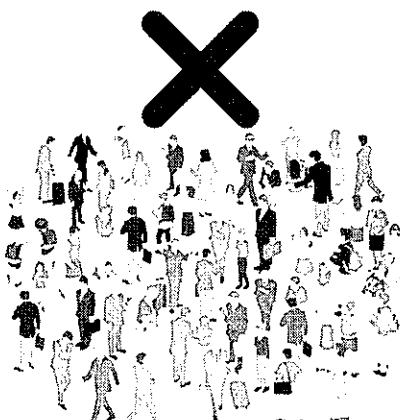


を避け  
ましよう！

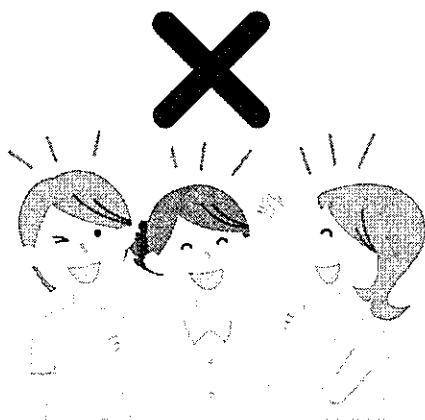
①換気の悪い  
**密閉空間**



②多数が集まる  
**密集場所**



③間近で会話や  
発声をする  
**密接場面**



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。  
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

1  
2  
3

3つの条件がそろう場所が  
クラスター(集団)発生の  
リスクが高い！

※3つの条件のほか、共同で使う物品には  
消毒などを行ってください。



## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための兵庫県立大学行動指針（B C P）【第1稿】

・この行動指針は全学共通を基本としますが、同じレベルにおいて、キャンパス・所在地の状況に照らし、対応について個別に判断することもあります。

レベル	入構	学生		教員	職員	学外者 入構	会議・県大バス	その他	段階的復帰プロ セスとの関係
		授業	研究活動						
0 通常	・感染防止に留意し、条件付き（対面授業実施日、研究活動等）で全員が入構可	・感染防止に留意し、人數制限等の必要な措置を講じた上で対面授業を実施 ・感染リスクの高い授業等はオンラインで実施	・感染防止に留意し、全ての活動を実施可	・学生部長の許可により実施可	・感染防止に留意して出勤・出張等 ・自宅勤務の命令可 ・出張は自家 ・感染防止に留意し、人數制限等の必要な措置を講じた上で、部局長の許可によりイベント等の開催可。教育研究上必要なイベント等への参加可	・感染防止に留意して出勤・出張等 ・自宅勤務の命令可 ・出張は自家 ・感染防止に留意し、車通勤等の導入 ・自宅勤務の命令可 ・出張は自家 ・感染防止に留意し、人數制限等の必要な措置を講じた上で、部局長の許可によりイベント等の開催可。教育研究上必要なイベント等への参加可	・教育研究上又は大学運営上必要な場合に限り入構可（部局長は経営部長へ報告）	・感染防止に留意し、キャンバス間の会議を対面で実施可 ・県大バスを条件付 ・県大バスへ報告	ステップ5
1 一部制限	・原則禁止（対面授業等に限り入構可）	・原則オンラインで実施 ・対面による実施が求められる特定科目については、優先度に応じて、人數制限等の必要な措置を講じた上で実施	・優先度に応じて、学生を限定する等の措置を講じ、かつ研究内容の感染リスクを考慮した上で、研究活動を実施可	・クラウド活動は原則禁止	・自然を対象とする時期的な必然性のある活動、国家資格等に必須の実習、3密を離脱し回遊できるフィールドワーク等のうち、本部が認めた活動は部局長の許可により実施可	・感染防止に留意して出勤・出張等の横溝的運用 ・自宅勤務の命令可 ・出張は強く自粛（部局長の許可により可） ・イベント等の開催は原則禁止。イベント等への参加は、教育研究上特に必要な場合に限り、部局長の許可により可	・教育研究上又は大学運営上特に必要な場合に限り、部局長は経営部長の許可により入構可	・感染防止に留意し、車通勤等の横溝的運用 ・自宅勤務の命令可 ・出張は原則禁止（部局長の許可により可） ・イベント等の開催は全面禁止	ステップ4 ステップ3
2 制限小	・原則禁止（研究活動等に限り入構可）	・原則全ての授業をオンラインで実施 ・対面による実施が求められる特定科目については、優先度に応じて、人數制限等の必要な措置を講じた上で実施	・優先度に応じて、学生を限定する等の措置を講じ、かつ研究内容の感染リスクを考慮した上で、研究活動を実施可	・クラウド活動は原則禁止	・自然を対象とする時期的な必然性のある活動、国家資格等に必須の実習、3密を離脱し回遊できるフィールドワーク等のうち、本部が認めた活動は部局長の許可により実施可	・感染防止に留意して出勤・出張等の横溝的運用 ・自宅勤務の命令可 ・出張は原則禁止（部局長の許可により可） ・イベント等の開催、参加は全面禁止	・可能な限り自宅勤務により授業・研究等を実施 ・出張は原則禁止（部局長の許可により可） ・イベント等の開催、参加は全面禁止	・感染拡大に留意し、車通勤等の横溝的運用 ・郵便・その他大学の運行禁止	ステップ2 ステップ1
3 制限中	・原則禁止（研究活動等に限り入構可）	・全ての授業をオンラインで実施	・原則禁止	・原則禁止	・自然を対象とする時期的な必然性のある一部学生に限り、研究活動に必要な場合に限り、部局長の許可により最小限の活動を実施可	・感染防止に留意して出勤・出張等の横溝的運用 ・自宅勤務の命令可 ・出張は原則禁止（部局長の許可により可） ・イベント等の開催、参加は全面禁止	・可能な限り自宅勤務により授業・研究等を実施 ・出張は原則禁止（部局長の許可により可） ・イベント等の開催、参加は全面禁止	・感染拡大に留意し、車通勤等の横溝的運用 ・郵便・その他大学の運行禁止	
4 制限大	・全面禁止（研究活動の維持等に限り入構可）	・全ての授業をオンラインで実施	・全面禁止	・全面禁止	・研究活動の維持に必要な最小限の活動に限り、部局長の許可により実施可	・原則禁止	・原則自宅勤務により授業・研究等を実施 ・研究活動の維持等に必要な最小限の活動に限り、部局長の許可により実施可 ・出張は原則禁止（部局長の許可により可）	・原則全ての会議をオンラインで実施 ・県大バスの運行禁止	
5 原則停止	・全面禁止（動植物の世話に限り入構可）	・全ての授業を停止	・全面禁止	・動物植物の世話に必要な最小限の活動に限り、部局長の許可により実施可	・クラウド活動は全面禁止	・原則禁止	・大学機能の最低限の維持に必要な最小限の人員のみ入構可 ・出張は原則禁止	・原則全ての会議をオンラインで実施 ・県大バスの運行禁止	



**1 概要**

政府は5月25日に全国の緊急事態宣言を解除しました。これに伴い様々な産業活動や社会活動の自粛要請が緩和され、平常時に戻ろうとする動きが加速することが予想されます。現在、感染拡大は沈静化の方向に進んでいますが、社会全体が警戒を怠ると、他国の方に見えることがあります。このような先の予測が困難な状況の中において、私たちは、大学人として、社会全体を俯瞰する形で、多角的、科学的視点から平常時の大学業務へ戻る道を探らなければなりません。

加えて、本学は地域性や状況の異なる兵庫県下にキャンパスが散在していることから、大学全体としての事業継続計画（BCP）を完全に統一して各キャンパスに講ずることは困難であり、またそのままする意味も薄弱であると考えられます。このような観点から、大学全体の基本方針を策定し、細部については各キャンパスの事情に合わせることが妥当であると考え、以下のようないふを検討しています。部局各位との議論に基づき早急にまとめる予定にしております。

## 2 現状と復帰プロセス（ステップ1～5）

現状		教員	入構	教育	研究	実習等	クラブ活動	県大バス
		・通勤リスク等を避けるため原則自宅勤務	・学生はキャンパス内原則立入禁止（一部例外あり）	・全てオンライン授業	・博士後期課程学生、前期課程2年生は、研究推進の理由がある時は許可（部局長判断）	・原則禁止 ・自然等を対象とする時期的・自然性のある研究に限りフィールドワーク実施を許可（対象は自然に限る）	・全面禁止	・運行禁止
ステップ1	・通勤リスクのない教員は出勤、その他の者は必要に応じて出勤（感染防止対策）	・特定年次学生に限り許可制で入構可能 ・卒業予定の学部4年生、博士前前期課程1年生に限り条件付き（部局長の許可）で入構許可者に追加する ・学部1年生の特別登校日を別途設ける（部局の状況等を勘案）	・オンライン授業を継続 ・卒業研究、博士前前期課程1年生の修士研究の実施を認め ・可能な範囲で実施	・卒業予定の学部4年生の卒業研究、博士前前期課程1年生の修士研究の実施を認め ・指導教員在室及び感染防止策を講じる	・外部機関と連携する国家資格等に必須の実習、フィールドワークは、十分感染防止対策を施すことを前提に認める	・全面禁止	・条件付き運行	
ステップ2	・原則出勤（通勤リスクの回避、感染防止対策）	・学生別、曜日、時間帯等条件付きで全学生の入構を許可（部局長判断）	・オンライン授業をメインとするが、一部科目は順次対面授業に戻す ・学部1年生の入門的科目、博士前期課程1、2年生特別演習等、対面が重視な特定科目、学内実施の実験・実習等から対面授業に戻す	・感染防止対策及び指導教員在室を条件に、感染リスクのない全研究活動を認め ・人との密接が回避できるフィールドワーク、学外実習、インターネット等は、十分感染防止対策を施すことを前提に認める	・感染リスクの低い活動に於いては一部許可（学生部長が活動内容を審査）	・条件付き運行		
ステップ3	・通常勤務（通勤リスクの回避、感染防止対策）	・条件付き（対面授業実施日、研究遂行等）で全学生の入構を許可（部局長判断）	・感染リスクの高い大人数講義等はオンライン授業を継続するが、その他科目は順次対面授業に戻す ・集中講義等を除いて、全開講科目を対面授業に戻す	・感染防止対策及び指導教員在室を条件に全研究活動を認める	・高度な感染防止対策及び指導教員同道を前提条件に認められる（学生部長が活動内容を審査）	・条件付き運行		
ステップ4	・通常勤務（通勤リスクの回避、感染防止対策）	・十分な感染防止対策を講じた上で、全学生の入構を許可		・感染防止対策及び指導教員在室を条件に全研究活動を認める	・高度な感染防止対策及び指導教員同道を前提条件に認められる（週間活動日誌を学生部長に提出）	・条件付き運行		
ステップ5	・感染防止に関する学内施設、設備、消耗品の設置と準備、運動、通学条件、学内外における行動規範等の検討を行い、通常業務形態に復帰する							

(注)

- ・各ステップへ進む指標は、原則、兵庫県内在住者の感染経路不明感染者数の週間平均値とし、他府県（特に大阪府）のデータも参考とする。加えて、社会情勢、文科省の方針、他大学の動向等も考慮する。

・ステップの逆進は諸般の事情を勘案すると困難と思われる所以、ステップの前進は慎重に行う。

・感染防止策：施設・設備：飛沫飛散防止用透明カーテン、対面職員用フェイスシールド、感染防護服、消毒液、3密の防止、日々の体温測定、入構許可証の携帯等。

教職員・学生：マスク着用の義務付け、手指の石鹼洗い・消毒、マスク等の体調管理の徹底（体温測定）、入構許可証の携帯等。

・感染防止品の準備：非接触型体温計、消毒液、喷霧容器、マスク等

・通勤・通学リスクの低減：バス会社との協議、自転車等の利用促進、自動車通勤・通学を特例的に許可。

その他：「新型コロナウイルス感染症行動マニュアル（第5稿）」に準拠した行動。

・教務上の留意点：オンライン授業に転換した対面授業については、文科省が制定している対面授業と認めるための条件を満たすこと。



(事務連絡)

令和2年6月22日

部局長様

新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部  
本部長代行（兵庫県立大学学長）太田 熱

教育・研究活動実施方針の一部見直しについて（ステップ3への移行）

新型コロナウイルスの感染状況は、全国的には東京都で、直近1週間の新規感染者の平均が30名を超える等やや不透明な状況もありますが、兵庫県では6月19日に新規感染者（1名）が出るまで、1ヶ月間以上新規感染者がない状況が続き、また、学生の通学圏内である近隣府県においても、大阪府と京都府も10名未満であり鎮静化を辿っています。このような状況を踏まえて、6月15日付け「教育・研究活動実施方針の一部見直しについて」においても告知しておりましたが、本日より、兵庫県立大学行動指針（BCP）については全項目をレベル1に緩和し、下表のとおりステップ3をベースとした段階に前進することとします。

については、準備の整ったところから順次進めていただきますようよろしくお願ひいたします。

また、対面授業再開に当たっては、9月2日まで延長している試験・補講期間等を有効に活用して時間割や講義日程等を柔軟に変更する等、前期開講科目についてシラバスに沿った15週相当の教育を実施して下さい。

今後も感染状況を注視しつつ、社会情勢、文部科学省の方針、他大学の動向等も勘案しながら、さらに平常時教育へ段階的に復帰していきたいと考えておりますので、新型コロナウイルス感染症行動マニュアル等に沿った感染防止対策に留意の上、適切な対応をよろしくお願ひします。

項目	現状（ステップ2）	見直し内容（ステップ3）
入構	・原則禁止（対面授業実施日（特別登校日含む）、研究活動等に限り入構可）。	・身体的距離の確保（人数制限）等の必要な感染防止対策を講じた上で、条件付きで全学生の入構可（対面授業、研究活動、課外活動等の実施日）
授業	・原則オンライン授業を継続 ・特に対面による実施が求められる以下のような特定科目は、身体的距離の確保（人数制限）等の必要な感染防止対策を講じた上で、部局の決定に基づき実施を認める。 ○各種ゼミナール ○学生実験、演習、実習 ○学部1年生に対するオリエンテーション等	・身体的距離の確保（人数制限）等の必要な感染防止対策を講じた上で、全ての授業を対象に、対面授業の実施を認める。但し、必要な感染防止対策を講じることが困難な授業については、オンライン授業を継続すること。
学生	・感染が発生している地域や全ての病院等における研究活動を除いて、身体的距離の確保（人数制限）等の必要な感染防止対策を講じた上で、全ての研究活動の実施を認める。但し、学部4年生以上（卒業予定者）及び博士前期課程1年生は、指導教員の在室を条件とする。	・感染が発生している地域における研究活動を除いて、身体的距離の確保（人数制限）等の必要な感染防止対策を講じた上で、全ての研究活動の実施を認める。但し、学部4年生以上（卒業予定者）及び博士前期課程1年生は、指導教員の在室を条件とする。
実習・フィールドワーク等	・自然等を対象とする時期的必然性のある研究に関するフィールドワークの実施を認める。 ・指導教員の同道を条件として、外部機関と連携する国家資格等に必須の実習、フィールドワーク等の実施を認める（事前報告不要）。 ・上記以外の実習・フィールドワークは、指導教員の同道を条件として、移動中も含めて身体的距離の確保（人数制限）等の必要な感染防止対策を講じた上で、以下の場合を除き、部局長の許可により実施を認める。 ○宿泊を伴う活動 ○県外で実施する活動	・自然等を対象とする時期的必然性のある研究に関するフィールドワークの実施を認める。 ・指導教員の同道を条件として、外部機関と連携する国家資格等に必須の実習、フィールドワーク等の実施を認める（事前報告不要）。 ・上記以外の実習・フィールドワークは、指導教員の同道を条件として、移動中も含めて身体的距離の確保（人数制限）等の必要な感染防止対策を講じた上で、感染が発生している地域及び宿泊を伴う場合を除き、部局長の許可により実施を認める。

項目		現状（ステップ2）	見直し内容（ステップ3）
学生	課外活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>なるべく個人による活動で、身体的距離の確保が可能であり、密集する運動や近距離での組み合い・接触が少なく、向かい合っての発声等を行わないクラブ活動は、学部学生部長の許可により実施を認める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なるべく個人による活動で、身体的距離の確保が可能であり、密集する運動や近距離での組み合い・接触が少なく、向かい合っての発声等を行わない課外活動は、学部学生部長の許可により実施を認める（別途通知する「課外活動の承認に関するガイドライン」を参照）。</li> </ul>
教員	出勤・出張等	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止に留意して出勤</li> <li>自宅勤務の命令可</li> <li>出張は強く自粛する（部局長の許可により認める）。但し、海外渡航は全面禁止とする。</li> <li>イベント等の開催は原則禁止。イベント等への参加は、教育研究上特に必要な場合に限り、部局長の許可により認める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止に留意して出勤</li> <li>感染防止をしてもなお、感染リスクが高いと認められる場合は、自宅勤務の命令可</li> <li>出張は自粛する（部局長の許可により認める）。但し、海外渡航は全面禁止とする。</li> <li>イベント等の開催は、身体的距離の確保（人数制限）等の必要な感染防止対策を講じた上で、部局長の許可により認める。イベント等への参加は、教育研究上の必要性が高い場合は、感染が発生している地域を除き部局長の許可により認める。</li> </ul>
職員	出勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止に留意して出勤（時差出勤・車通勤等の積極的運用）</li> <li>自宅勤務の命令可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止に留意して出勤（時差出勤・車通勤等の命令可）</li> <li>感染防止をしてもなお、感染リスクが高いと認められる場合は、自宅勤務の命令可</li> </ul>
学外者	入構	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育研究上又は大学運営上特に必要な場合に限り、部局長又は経営部長の許可により入構を認める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育研究上又は大学運営上必要な場合は、部局長又は経営部長に報告の上、入構を認める</li> </ul>
その他	会議・県大バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャンパス間の会議はオンラインで実施</li> <li>条件付き（別途通知のとおり）で運行を認める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体的距離の確保（人数制限）等の必要な感染防止対策を講じた上で、対面によるキャンパス間の会議の実施を認める</li> <li>条件付き（別途通知のとおり）で運行を認める</li> </ul>

【本件に係る問い合わせ先】 本部事務局経営企画部総務人事課 岡政、経営戦略課 時田  
TEL : 078-794-6690 (岡政)、078-794-6597 (時田)  
Email : munenori\_okamasa@ofc.u-hyogo.ac.jp  
naoto\_tokita@ofc.u-hyogo.ac.jp

新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に対応した本学の教育・研究活動の状況について（令和2年7月6日時点）

国対応	県対応	大学対応	教育活動	研究活動
		3/25 教育研究審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前期学年暦の変更(補講・試験期間含む) 当初 4/7～8/6 → 変更後 4/20～8/15</li> <li>○前倒しを希望する経営研究科、看護学研究科、減災復興政策研究科においては、web 授業など感染拡大防止対策を講ずることを条件に 4/20 に先立つて授業実施</li> </ul>	
4/7～5/6	4/7～5/6	4/9 記者発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則 5/6 まで授業実施延期</li> <li>○延期により国家資格の取得に影響があるなど、やむを得ない場合のみ、前履修学生が自宅で受講できる環境にあることを条件に 4/20 から web 授業実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則、学生のキャンパス入構禁止（論文指導・研究指導は、指導教員の指示による）</li> </ul>
緊急事態宣言発令期間	兵庫県からの休業要請期間	4/22 教育研究審議会 5/1 記者発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前期学年暦補講・試験期間の変更 変更前：8/3～8/15 → 変更後：8/3～9/2</li> <li>○緊急事態宣言延長等にかかるらず、5/7から全学部・研究科において Web 授業実施（当面の間）</li> <li>○経済的な理由等による Web 授業受講困難学生への PC 等の無償貸与（附属学校の生徒含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則学生のキャンパス入構禁止を 5/7 以降継続</li> <li>○指導教員の判断での論文指導・研究指導における大学院博士後期課程学生の施設利用は可能。</li> </ul>
5/7～31	5/7～31	5/7 全部局で web 授業開始 5/13 本部・部局長協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○Web 授業のみ実施期間は、原則として、キャンパス内外における web 配信以外での実験・実習・フィールドワークの実施を禁止</li> <li>○国家試験の受験資格取得に支障が生じる等、当該期間中に実施せざるを得ない場合は、本部との事前協議により対応を決定</li> <li>○引き続き、対面による授業形態（web 配信等）による授業のみ実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則、博士後期課程及び動植物など自然を研究対象とする大学院の学生、部局長が別途定める条件を満たす場合に限り、以下の研究活動は可能</li> <li>・キャンパス内での活動</li> <li>・実験など、キャンパス内でしか実施できない活動</li> <li>・キャンパス外での活動（フィールドワーク、インターンシップ等）</li> <li>本学教員、学生以外と対人接觸しない活動</li> <li>特定の動植物観察など、時期を外せない又は中断できない活動</li> <li>・通学・移動方法</li> </ul>
			兵庫県からの休業要請延長期間 緊急事態宣言発令延長期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通機関以外の方法が望ましいが、公共交通機関を利用する場合は、通勤時間帯を避けるなど、感染リスクを低減する工夫を実施</li> <li>○学生の学術情報館は、感染予防対策の準備が整い次第利用開始</li> </ul>

国対応	県対応	大学対応	教育活動	研究活動
5/22-	5/18-	5/25 から適用	○引き続き、対面によらない授業形態（web配信等）による授業のみ実施	○上記について博士前期課程2年生についても適用 ○入構を認めた学生には何らかの識別証を着用させること が許可なくキャンパスへ立ち入らない対策を実施
5/27 教育研究審議会	6/1 から適用	教育・研究活動のレベル管理による段階的な再開について協議	○引き続き、対面によらない授業形態（web配信等）による授業を実施 ○学部1年生について、部局の状況を勘案した可能な範囲での対面オリエンテーション等の実施 ○十分感染防止対策を施すことを前提とした、外部機関と連携する国家資格等に必須の実習、フィールドワークの指導教員同道のもとの実施	○上記に加え、指導教員在室および感染防止策を前提とした、学部4年生（卒業予定者）による卒業研究及び博士前期課程1年生による修士研究の実施
兵庫県からの休業要請解除	6/15 から適用	○引き続き、対面によらない授業形態（web配信等）による授業を実施 ○キャンバスでの対面による授業が求められる各種ゼミナール、学生実験、演習、実習について、必要な感染防止対策を講じたうえで、部局長の判断により実施 ○6/1から適用しているキャンパス外での実習・フィールドワークに加えて、宿泊を伴わない県内での実習・フィールドワークについて、部局長の判断により、必要な感染防止対策を講じたうえでの指導教員同道による実施	○感染が発生している地域や全ての病院等における研究活動を除く、全ての研究活動の必要な感染防止対策を講じたうえでの実施 ただし、卒業研究及び博士前期課程1年生については、指導教員在室のもとでのみ実施可能	
関西2府1県の緊急事態宣言解除	6/22 から適用	○全授業を対象に、部局長の判断により、必要な感染防止対策を講じたうえでの対面授業の実施 ○必要な感染防止対策を講じることが困難な授業（大規模教室での授業等）における対面によらない授業形態（web配信等）による授業の継続 ○6/15から適用しているキャンパス外での実習・フィールドワークに加えて、感染が発生していない地域及び宿泊を伴わない実習・フィールドワークについて、部局長の判断により、必要な感染防止対策を講じたうえでの指導教員同道による実施	○感染が発生している地域における研究活動を除く、全ての研究活動の必要な感染防止対策を講じたうえでの実施 ただし、卒業研究及び博士前期課程1年生については、指導教員在室のもとでのみ実施可能	

## 新型コロナウイルス感染症の影響等に対応した 兵庫県立大学の学生支援について

兵庫県立大学では、新型コロナウイルス感染症の影響等により経済的な支援が必要となっている学生に対し、以下のとおり各種の支援策を講じ、又は今後講じる予定としている。

### I 学生支援策の概要

#### 1 本学独自の支援策

項目	概要
①Web授業の受講環境の整備	web授業の受講が困難学生に対し、パソコン、ルーター等を無償貸与（附属学校の生徒を含む）
②授業料の延納・分納	前期授業料について、期限までの納付が困難な場合、延納・分納を簡易な申請書類で対応
③授業料等減免制度の拡充 ※大学院生、留学生も対象	・従来は対象外としていた新入生の入学金と前期授業料についても減免対象として制度を拡充 ・家計急変への対応：国の修学支援新制度を踏まえて、全学生を対象として新設
④GBC留学生への奨学金の追加給付	国際商経学部グローバルビジネスコース（GBC）の留学生に追加的な奨学金（一人当たり10万円）を給付
⑤TA等の学生活用制度の拡充	TA（ティーチング・アシスタント）等の学生活用制度に新たな制度を追加し、アルバイトに代わる収入の機会を付与
⑥本学独自の給付金による支援の検討	支援の必要性を認める学生が2の学生支援緊急給付金の対象外となった場合、県立大学基金を活用した独自支援を検討

#### 2 国の制度の積極的な活用による支援策

項目	概要
①修学支援新制度 ※学部生のみ（多浪生・留学生を除く）	住民税非課税世帯等に対する授業料等の減免・給付型奨学金の支給について、新型コロナウイルス感染症の影響等による家計急変に対応
②「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』	国の定める要件を満たす学生に一人当たり10万円（住民税非課税世帯の場合は20万円）を支給 ※速やかな支援が必要な学生には、本学が立替払いを行うことで早期に支援

## II 各支援策の実施状況

### 1 本学独自の支援策

#### (1) Web 授業の受講環境の整備

5月7日からの全学におけるWeb授業の開始に当たり、全ての学生が自宅等で確実にWeb授業を受講できるよう、学生の受講環境を悉皆で調査し、受講のための機器等の確保が間に合わない学生（附属学校の生徒を含む。）に対し、パソコン、Wi-Fiルーター等の無償貸与を行っている。

※延べ貸出台数／パソコン等：約100台、Wi-Fiルーター：約230台

#### (2) 授業料の延納・分納申請

前期授業料の納期限は5月末日であるが、新型コロナウイルス感染症の影響で経済状況が悪化し、期限までの納付が困難な世帯については、簡易な申請により、最長9月末日までの延納（納入期限の延長）又は分納（分割納付）を認める。

#### (3) 授業料等減免制度の拡充

授業料等の減免制度を次のとおり拡充した上で、5月末を期限として入学金及び前期授業料の減免申請を受け付け、現在、決定に向けて審査を進めている。申請者については、決定までの間、授業料の納付を猶予し、決定後にあらためて決定額と納期限を通知する。また、納付済みの入学金について減免を決定した場合は、減免額を還付する。

##### ア 減免対象の拡充

新入生の入学金と前期授業料については、これまで減免の対象外としてきたが、今年度から新たに減免対象として支援を拡充した。

##### イ 家計急変への対応

減免判定を行う際の世帯の収入認定は、実績の確定した前年収入により行うことを中心としているが、新型コロナウイルス感染症等の影響により家計急変（負担能力の低下）した世帯を支援するため、該当世帯については、急変後の収入による年間収入見込額により認定を行う。また、減免の要件としている学業成績等の基準を緩和する。

#### (4) GBC留学生への奨学金の追加給付

令和元年9月から開設した国際商経学部グローバルビジネスコース（GBC）の留学生については、GBC留学生支援基金を設置し、入学時に一時金（一人10万円）を給付しているが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による留学生の経済状況の悪化が顕在化していることから、5月下旬に同基金から追加的な奨学金（一人当たり10万円）を給付した。

## (5) TA等の学生活用制度の拡充

新型コロナウイルス感染症対策等の影響により、学生のアルバイト先の確保が困難となっていることから、本学のTA（ティーチング・アシスタント）等の学生活用制度に学内のニーズに応じた新たな制度を追加し、学生が収入を得られる機会を拡充して付与する。現在、各キャンパスで新設制度の活用に向けて調整を進めている。

### 【新設制度】

#### ◇リサーチ・アシスタント (RA)

大学が行う研究プロジェクト等における研究補助を行う。

#### ◇オンライン・アシスタント (OA)

オンラインによる授業その他の業務における補助を行う。

#### ◇ピア・メンター (PM)

新入生が大学生活に円滑に適応できるよう上級生が相談・助言等を行う。

#### ◇キャンパス・アシスタント (CA)

キャンパスの消毒等の衛生維持、美化・緑化等の環境維持等の業務を行う。

## (6) 本学独自の給付金による支援の検討

2 (2) に記載する学生支援緊急給付金の申請があり、支援の必要性を認める学生が給付対象外となった場合には、県立大学基金を活用した本学独自の支援を検討する。

## 2 国の制度の積極的な活用による支援策

### (1) 高等教育の修学支援新制度

本年度から導入された高等教育の修学支援新制度（※）の対象となる学部生（多浪生・留学生を除く）については、本制度を活用して、本学の授業料等減免と同様、新型コロナウイルス感染症の影響等による家計急変に対応した申請を受け付け、現在、日本学生支援機構（JASSO）への提出に向けて取りまとめを進めている。

※ 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料等の減免と給付型奨学金の支給をセットで行う。

### (2) 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

所定の要件を満たす学生に一人当たり10万円(住民税非課税世帯の場合は20万円)を支給する学生支援緊急給付金事業について、本学では、枠組みを精一杯活用して学生の修学継続を支援していく。

#### ア 国の定める要件を考慮して大学が必要性を認める者の運用

原則として国が定める要件の全てを満たす者が対象となるが、この要件を考慮した上で、大学が必要性を認める者も対象とできることから、本学では、要件を一部満たさないが準ずる状況にある者の申請も受け付け、できる限り多くの学生に給付金が支給されるよう、学生間の公平に配意しながら認定を行う。

※ 最終的に給付対象となるかどうかは、推薦枠と要件を満たす者の数等との関

係で決まるため、結果的に希望に添えないこともあります。

#### イ 独自のオンライン申請システムによる受付

申請の受付業務を株式会社 JTB 神戸支店に委託し、同社と共同して、国の定める要件を一部満たさない者の申請にも対応した独自のオンライン申請システムを構築し、6月5日（金）から受付を開始した。

現在、一次申請分の JASSO への推薦（6/19 期限）を終了し、二次申請・推薦に向けて申請に不備があった者への対応等を進めている。

※一次申請・推薦実績／申請者数：677 人、推薦者数：188 人（27.8%）

#### ウ 給付金の立替払いの実施

国の事業のスキームでは、給付金の支給までの間の生活費の確保が困難な学生に大学が給付金の立替払いを行うことが可能であることから、所定の要件を満たし、立替払いを希望する学生に対して本学独自に立替払いを行い、早期支援を図る。

※6/19 現在の立替え実績／対象者数：20 人、支出金額：240 万円

令和2年度 新型コロナウイルス関連研究事業一覧

所属	研究代表者	研究課題名	助成額 (千円)
社会情報科学部	加藤 直樹	CTと臨床情報を用いた新型コロナウイルスの予後予測に関する研究	1,000
工学研究科	高田 忠雄	等温增幅法による新型コロナウイルス迅速検査技術の開発	400
工学研究科	本田 逸郎	マスク周りの呼吸流れの可視化技術を利用した『新しい生活様式』の検証と『新しい教育様式』および『新しい研究様式』の提案	1,500
工学研究科	町田 幸大	新型コロナウイルス増殖阻害剤開発	2,500
環境人間学部	石倉 和佳	病と異形に関する文化研究—他者としての自然の表象	300
環境人間学部	内田 勇人	アンダー・ポストコロナ対策としての高齢者のフレイル予防に関する研究	1,000
環境人間学部	木村 玲欧	企業・組織・個人事業主等への量的・質的調査による新型コロナウイルス感染症COVID-19に係る災害対策・事業継続のあり方の提言	1,500
環境人間学部	竹内 和雄	ウィズ・コロナに向けた効果的な子どもたちへの支援体制構築研究～ストレス、ネット依存に焦点をあてて～	1,000
環境人間学部	中桐 斎之	新型コロナウイルスの感染拡大機構の数理モデルによる解明	700
看護学部	牛尾 裕子	COVID-19 感染者の療養中から社会生活への復帰におけるヘルスニーズ—with コロナ社会における共生のあり方と看護の役割ー	400
看護学部	茅野 友宣	兵庫県内における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に起因するソーシャルステイグマの実態とその形成要因に関する調査研究	1,500
シミュレーション学研究科	井上 寛康	大規模サプライチェーンシミュレーションによる新型コロナウイルスの経済的影響の推計	2,500
シミュレーション学研究科	木村 真	遠隔による医療・調剤処方のあり方についての研究	1,000
地域ケア開発研究所	林 知里	産学官による医療的ケア児とその家族を中心とした新時代の多職種連携	300
地域ケア開発研究所	増野 園恵	新型コロナウイルス感染症アウトブレイクが保健医療従事者に与える心理社会的影響とその低減に向けた方略	800
合計			16,400